

～国際研究～

アジア株主代表訴訟セミナー ～変革期を迎えた株主代表訴訟の沿革と実情～ (2008年2月18日開催)

法務省大臣官房行政訟務課法務専門官
(前国際協力部教官) 伊藤 隆

1 はじめに

法務総合研究所では、2006年度から、財団法人国際民商事法センターとともに、「アジア株主代表訴訟研究会」(座長:近藤光男神戸大学大学院法学研究科教授)を発足させ、アジア地域における株主代表訴訟制度・実務についての比較研究を実施している。

その研究活動の一環として、2008年2月18日(月)に、中国、韓国、シンガポール及び台湾から企業法制の専門家を招へいし、法務総合研究所国際協力部「国際会議室」(大阪中之島合同庁舎)において、「アジア株主代表訴訟セミナー～変革期を迎えた株主代表訴訟の沿革と実情～」(主催:法務省法務総合研究所,財団法人国際民商事法センター,後援:独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO))を開催した。

本稿では、「アジア株主代表訴訟研究会」(以下「本研究会」という。)の発足に至る経緯と、「アジア株主代表訴訟セミナー」(以下「本セミナー」という。)の内容について紹介する。

2 法務総合研究所によるアジア・太平洋地域の民商事法分野における法制比較研究活動について

法務総合研究所では、1996年度から、財団法人国際民商事法センターとともに、民商事法分野における法律専門家の御協力をいただき、アジア・太平洋地域の民商事法分野における法制比較のための研究活動を実施してきた。

これまでの研究テーマは、①「アジア・太平洋諸国における倒産法制」(1996・1997年度)¹、②「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法」(1998・1999年度)²、③「アジア・太平洋諸国におけるADR」(2000・2001年度)³、④「アジア諸国における知的財産権の行使(エンフォースメント)」(2002・2003年度)⁴及び⑤

¹ 研究成果物は、「アジア・太平洋諸国における倒産法制 アジア・太平洋比較法制シリーズ1」(商事法務)として発刊

² 研究成果物は、「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法 アジア・太平洋比較法制シリーズ2」(商事法務)として発刊

³ 研究成果物は、「アジア・太平洋諸国におけるARD アジア・太平洋比較法制シリーズ3」(別冊NBL No.75)として発刊

⁴ 研究成果物は、「アジア諸国における知的財産権の行使(エンフォースメント) アジア・太平洋比較法制シリーズ4」(別冊NBL No.109)として発刊

「アジア諸国に進出する日本企業にかかわる国際会社法の諸問題」(2004年度・2005年度)⁵である。

そして、各々の研究活動の成果の発表のために、研究活動の途中年度あるいは最終年度に、大阪においてシンポジウムを開催し、その開催に際しては、アジア・太平洋地域から法律専門家を招へいし、日本の法律専門家を交え、各々の地域の法制の現状、実務上の問題点、そして今後の方向などについて意見を交わし、その成果を公表してきたところである⁶。

3 本研究会及び本セミナーについて

上述のとおり、法務総合研究所では、財団法人国際民商事法センターとともに、アジア・太平洋地域の民商事法分野における法制比較のための研究活動を実施してきたが、2006年度からは、新たに3年間の活動予定で、本研究会⁷を発足させ、「アジア地域における株主代表訴訟」をテーマとした法制比較研究を実施している。

本研究会は、アジア地域を対象に、株主代表訴訟の制度・実務について比較法的に調査研究し、株主代表訴訟の制度的仕組み、特徴、運用状況、問題点等を明らかにして、株主代表訴訟の研究を通じたアジア地域におけるコーポレート・ガバナンス研究の更なる発展に資することを目的としている⁸。

本研究会では、アジア地域の中から中国、韓国、シンガポール及び台湾を研究対象地域として選択した上で、各研究対象地域における株主代表訴訟制度をめぐる変遷や実情等に主眼を置いて研究を進めており、各研究対象地域における企業法制の現地の専門家の協力を得ながら、研究活動を続けてきた。

そして、今般、本研究会の研究活動に協力いただいた現地の専門家を招へいし、日本を含めた複数の研究対象地域の法律専門家が一堂に会する場を設けることにより、アジア地域における株主代表訴訟について考察し、議論を深める場を設ける目的で、本セミナーを開催することとしたものである。

本セミナー当日は、企業法制の研究者、弁護士等の法律実務家、企業法務担当者、大学院生等、約85名の参加をいただき、質疑応答も活発に行われた。

⁵ 研究成果物は、「アジア諸国における国際的M&Aの展望 アジア・太平洋比較法制シリーズ5」(別冊NB L No. 117)として発刊

⁶ 研究成果の公表については、脚注1から5までに記載した成果物の発刊のほか、本誌第13号(2004年1月号)及び第14号(2004年3月号)に「アジア知的財産権法制シンポジウム」(平成15年1月30日開催)の結果を掲載している。

⁷ 本研究会の構成は、以下のとおり(敬称略・順不同:2008年4月1日現在)。近藤光男(座長・神戸大学大学院法学研究科教授)、川口恭弘(同志社大学大学院司法研究科教授)、伊勢田道仁(関西学院大学法学部教授、弁護士)、中東正文(名古屋大学大学院法学研究科教授)、池田裕彦(弁護士法人大江橋法律事務所弁護士)、森川茂(住友商事株式会社関西ブロック総括部法務チーム長)、稲葉一生(法務総合研究所国際協力部長)、杉山典子(法務総合研究所国際協力部教官)。また、各種資料の翻訳等につき、弁護士法人大江橋法律事務所パラリーガル渡邊彰子氏に御助力をいただいているほか、本研究会の議事録作成作業について、古川朋雄、宮崎裕介(神戸大学大学院)、藤林大地(同志社大学大学院)、出口哲也、谷口友一(関西学院大学大学院)の各氏の御協力をいただいている。なお、本研究会の事務局は、法務総合研究所国際協力部及び財団法人国際民商事法センターの職員が担当している。

⁸ なお、本研究会の目的や活動方針についての詳細は、本セミナー講演録中の「アジアにおける株主代表訴訟制度の研究の意義」(稲葉一生・本誌12ページ)における説明を参照されたい

これまでのところ、日本における海外の株主代表訴訟制度・実務の研究については、その大半がアメリカを対象とするものであったと言えよう。一方、アジア地域において日本の企業がその活動を非常に活発に展開しているにもかかわらず、アジア地域を対象とする株主代表訴訟制度・実務の比較法的研究はこれまでほとんど行われておらず、アジア地域における株主代表訴訟についての資料もあまり蓄積されていないのが現状である。

そのような現状の下、本セミナーに参加いただいた方に対して実施したアンケートの回答を拝見すると、「欧米の会社法制度については目にする機会が多いが、アジアの会社法制度については知る機会が少なかったところ、今回のセミナーでアジア地域の専門家から各地域の現状を説明していただき、大変良い機会になった。」、「アジア各地域の制度紹介や課題等が具体的かつ率直に紹介され、大変理解が進んだ。集団訴訟制度をより理解しやすく、使いやすい制度にしようとしている例などが紹介され、日本への導入の是非も含め、非常に参考になった。」というように、本セミナーの内容を評価する声もいただき、本セミナーの開催は、一定の成果を得ることができたように思われる。

以下、本誌において、本セミナーのプログラム、講演録及び参考資料を掲載し、本セミナーの内容を紹介することとしたい。

本掲載資料が活用され、アジア地域における株主代表訴訟や、ひいてはアジアにおけるコーポレート・ガバナンスの在り方についての相互理解や発展に資するところとなれば、幸いである。

4 本研究会の今後の活動について

本研究会では、本年度（2008年度）、より充実した研究活動を実施するために、各研究対象地域において現地調査を実施し、かつ、研究活動の総括として、2009年3月に、「アジア株主代表訴訟シンポジウム」（仮称）を開催し、その研究成果を発表する予定である。

同シンポジウムの開催案内については、本誌のほか、法務省ウェブサイト等に掲載する予定である。

本研究会における更なる研究成果の発表につき、御期待いただきたい。



「アジア株主代表訴訟セミナー」開催時の様子

プログラム

13:30 開場・受付開始

14:00～14:10 主催者あいさつ

法務省法務総合研究所長 小貫 芳信
財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫

14:10～14:15 アジアにおける株主代表訴訟制度の研究の意義

法務省法務総合研究所国際協力部長 稲葉 一生

14:15～16:55 海外招へい者による発表

「～変革期を迎えた株主代表訴訟の沿革と実情～」

14:15～14:45 「中国における株主代表訴訟の現状及び問題点」

国浩律師集団事務所律師(弁護士) 宣 偉華

14:45～14:50 日本側コメント

関西学院大学法学部教授, 弁護士 伊勢田 道仁

14:50～15:20 「韓国の株主代表訴訟の概要と歴史」

建国大学校法科大学教授 権 鍾浩

15:20～15:25 日本側コメント

住友商事株式会社関西ブロック総括部法務チーム長 森川 茂

15:25～15:45 休憩

15:45～16:15 「シンガポールにおける株主代表訴訟」

シンガポール国立大学法学部准教授 Ewing-Chow Michael

16:15～16:20 日本側コメント

名古屋大学大学院法学研究科教授 中東 正文

16:20～16:50 「株主代表訴訟と投資家団体訴訟」

～台湾における株主訴訟の歴史と現在を中心に～

中興大学財政経済法律学部教授 廖 大穎

16:50～16:55 日本側コメント

同志社大学大学院司法研究科教授 川口 恭弘

16:55～17:20 質疑応答

進行：弁護士法人大江橋法律事務所弁護士 池田 裕彦

17:20～17:30 総括

神戸大学大学院法学研究科教授 近藤 光男

17:30 閉会

招聘者の略歴



中国

シュアン ウェイファ
宣 偉華 (Xuan Wei Hua)

国浩律師集團事務所律師（弁護士）

華東政法学院卒業
神戸大学大学院法学研究科修士課程修了
華東政法学院講師
上海仲裁委員会仲裁員
上海国際商務法律研究会会社法専門委員会副会長



韓国

クオン ジョンホ
権 鍾浩 (Kwon Jongho)

建国大学校法科大学教授

建国大学校法科大学法学科卒業
東京大学法学博士課程修了
東京大学客員助教授
日本大蔵省財政金融研究所実務研究員
韓国証券取引所規律委員会委員
韓国法務部商法改訂特別委員会委員
韓国全経連企業政策諮問委員会委員
韓国商社法学会理事
韓国比較司法学会理事
建国大学校行政大学院国際法務学科長



シンガポール

ユーインチャウ マイケル
Ewing-Chow Michael

シンガポール国立大学准教授，Advocate & Solicitor

シンガポール国立大学法学士課程修了
ハーバード大学卒業法学修士課程修了
貿易産業省，外務省，財務省及び世界銀行顧問
アジア太平洋環境法センター委員



台湾

リャウ ターイン
廖 大穎 (Liaow Taying)

中興大学財政経済法律学部教授

台湾大学法律学部卒業
神戸大学法学博士
高雄第一科技大学金融系所副教授
成功大学法律所副教授
東京大学法学部客員研究員

アジア株主代表訴訟セミナー
～変革期を迎えた株主代表訴訟の沿革と実情～
講演録

○司会 ただいまから、法務省法務総合研究所、財団法人国際民商事法センター主催、日本貿易振興機構（JETRO）後援による「アジア株主代表訴訟セミナー～変革期を迎えた株主代表訴訟の沿革と実情～」を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めます法務総合研究所国際協力部教官の伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

このセミナーは、日本語・英語と日本語・中国語の同時通訳で行われます。

それでは、初めに、主催者側からあいさつをさせていただきます。

本日、法務省法務総合研究所長の小貫芳信が東京から参りまして、あいさつをさせていただき予定でしたが、所用のため、法務省法務総合研究所総務企画部長の岩橋義明が代読させていただきます。

法務総合研究所長あいさつ

小貫 芳信（代読 岩橋 義明）



○岩橋 法務省法務総合研究所総務企画部長を務めます岩橋でございます。

本来ならば、所長の小貫芳信が出席し、あいさつを申し上げる予定でしたが、急な差し支えが生じ、私が代理として出席いたしました。

それでは、小貫所長のあいさつを代読いたします。

御来場の皆様、本日は、「アジア株主代表訴訟セミナー」に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

法務総合研究所では、1994年（平成6年）から民商事法分野についての法整備支援活動を開始し、独立行政法人国際協力機構（JICA）、財団法人国際民商事法センターを初めとして、学界、法曹界や経済界等各界の皆様の御協力をいただきながら、法の支配（Rule of Law）の確立や市場経済化の推進を目指す東南アジアや中央アジアの国々に対して、立法支援や人材育成支援などの活動を行ってまいりました。

本日現在も、このような法整備支援活動の一環として、「2007年度国際民商事法研修」を実施しており、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム及び日本の15名の研修員が、本日のセミナーに参加しております¹。

当所は、こうした法整備支援活動とともに、アジア地域の法制度の調査研究も重要であると考えており、これまで各分野における第一線で御活躍されている法律専門家の方に調査研究への御協力を依頼し、その成果について、セミナーやシンポジウムの開催、あるいは成果物の出版という形で広く公表することに努めております。

本日のセミナーは、2006年度（平成18年度）から3年間の計画で、神戸大学大学

¹ 本誌第35号（2008年6月号）257ページ参照

院法学研究科の近藤光男教授を始めとする企業法制の専門家をメンバーとする「アジア株主代表訴訟研究会」にお願いしている研究活動の一環として開催するものです。

現在、グローバル化の進展とともに、アジアにおいても、国際基準に適合したコーポレート・ガバナンスの実現が求められております。このコーポレート・ガバナンスの重要な分野を占める「株主代表訴訟」の在り方についても、さまざまな議論がされているところであります。

このような流れの中、アジアにおいて、株主代表訴訟制度がどのような変遷をたどって今日に至り、現在どのような機能を果たしているかを研究することは、比較法研究の観点から見て意義深く、また、実務的にも、日本企業と関係の深いアジアについての株主代表訴訟の内容を把握することは、重要であると考えられます。

本日は、中国、韓国、シンガポール及び台湾から企業法制の専門家をお招きし、それぞれ株主代表訴訟の沿革と実情についてお話しいただくことになっており、同一の場所において、それぞれを比較しながら情報を得させていただくことは、まことに得がたい貴重な機会であると思っております。

このセミナーが、アジアにおける株主代表訴訟の制度や実務について、より理解が深まり、そのことにより新たな発展の契機となりますことを心から期待しております。

最後になりましたが、海外からお越しいただきました専門家の皆様、このセミナーの共催者である財団法人国際民商事法センター、セミナー実施につき御後援を頂きました独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の皆様、アジア株主代表訴訟研究会の皆様を始めとして、当所の活動に御協力をいただいている皆様に改めて深くお礼を申し上げ、私のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○司会 続きまして、財団法人国際民商事法センターの原田明夫理事長からごあいさつがございます。

財団法人国際民商事法センター理事長あいさつ

原田 明夫



○原田 ただいま御紹介いただきました、財団法人国際民商事法センターの理事長を務めております原田明夫でございます。

本セミナーの開始に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

このセミナーは、法務総合研究所と私どもが主催させていただきまして、そして、JETROの御協力もいただきまして、会社法などの重要な分野につきまして研究を進めていただいている法制比較研究シリーズの一つでございます。

私は、このセミナーの意義は大変大きいと考えております。

アジア・太平洋地域において非常に大きなグローバル化が進む中で、各国がビジネスの世界やその他の社会的な様々な活動の世界で協力をしていくことが大変重要だと思っておりますが、その中で特に、企業活動がどのような法律、制度によって運営されるのかということにつき、相互に理解し、尊重し合うということが、大変重要だと思います。

その意味で、これまでこの法制比較研究シリーズにおきましては、倒産法の分野でありますとか、その他、知的所有権の分野でございますとか、会社法一般の分野等々につきまして、セミナーその他の研究が進められてきたのでございますが、2006年度以降は、株主代表訴訟という角度から、アジア地域における法制を比較検討し、そして相互に理解を進め合うということを実施してまいりました。

私は、今回、日本のほか、韓国、中国、シンガポールそして台湾から専門家にお集まりいただいて、お互いに情報を交換し、そして比較検討をするという機会が得られることを、大変ユニークで得がたい機会だと考えております。

また、今回は、「2007年度国際民商事法研修」の研修員の方にもこのセミナーに参加していただいておりますが、韓国、中国、シンガポール、台湾、そして日本の株主代表訴訟に関する法制や実務をテーマとしたこのセミナーに加わっていただくことを大変嬉しく思います。

私は、今後、アジア・太平洋地域全般において、お互いに共通の法原則を理解し合い、それに基づいて相互の発展に努めていくことが極めて大切だと考えております。

その意味で、今回のセミナーの内容が豊かになって、また、今後の研究につながっていくことを心から期待しております。

限られた時間ではございますが、皆様が活発に研究を進められて、成果を残されて、将来につなげていただくことを心から願いたします。

簡単でございますが、海外からお越しいただいて参加された皆様方を始め、この場におられる関係者の皆様方に心から感謝を表しまして、私のあいさつといたします。

○司会 原田理事長、ありがとうございました。

次に、法務総合研究所国際協力部長、稲葉一生から、「アジアにおける株主代表訴訟制度の研究の意義」という題目で、今、アジアにおける株主代表訴訟制度を研究する意義がどこにあるのか、また、本日のセミナー開催の経緯等について、説明させていただきます。

「アジアにおける株主代表訴訟制度の研究の意義」

法務総合研究所国際協力部長 稲葉 一生



○稲葉 ただいま紹介いただきました法務総合研究所国際協力部長の稲葉でございます。

私からは、まず、今回、この「アジア株主代表訴訟研究会」を発足させました理由につきまして、説明させていただきます。

日本におきまして、コーポレート・ガバナンスの在り方につきましては、様々な議論が盛んに行われておりますが、折りしもこの2005年に、会社関連法令を統合・再編する法律といたしまして「会社法」が制定されました。

これは極めて画期的な大きな法律改正だったと言えますが、当然、その立法の際にも、コーポレート・ガバナンスの強化等につきまして、様々な議論がされたところでございます。

一口にコーポレート・ガバナンスと申しましても、その論点は多岐に及ぶわけでござい

ますが、その中で、今回の研究会におきましては、株主代表訴訟を取り上げるということで発足させていただきました。

歴史を振り返りますと、我が国では、アメリカ法を参考に、1950年の商法改正におきまして、株主代表訴訟制度が導入されました。しかし、その後、長らく、実際の実務におきましては、ほとんど活用されないという状態が続いてきました。

このような状況に変化が生ずるきっかけとなりましたのが、1993年の商法改正であったと思われます。この改正によりまして、我が国では、株主代表訴訟を提訴するための手数料が、改正当時の額で8,200円、現在で1万3,000円ということが明文化されたわけでございます。

手数料の面から、比較的容易に訴訟を提起できる立法的措置が講じられたところに、さらに、いわゆるバブル崩壊による影響等により、会社経営陣に対する責任が問われるという場面が多くなってまいりまして、以後、我が国におきましても、株主代表訴訟の提訴数が増加するという状況が起こってまいりました。

このような状況で、株主代表訴訟をめぐる動向は社会的にも注目を浴びるようになったわけですが、とりわけ、2000年のいわゆる大和銀行代表訴訟の一審判決では、大和銀行の新旧役員に対しまして、総額7億7,500万ドルという極めて巨額の支払を命じるという判決が言い渡され、日本の経済界を始め、各界に大きな影響を与えました。

この判決を機に、役員のパフォーマンスに関する賠償責任についての限度額を設けるという議論が起こり、そのことを可能にする商法改正も行われるというような動きにつながってまいりました。

このように、株主代表訴訟をめぐる動きは、我が国でコーポレート・ガバナンスを論じるに当たりまして、非常に関心を高める役割を果たしてきたように思います。その意味で、この株主代表訴訟が非常に重要なテーマであると考えたわけでございます。

このコーポレート・ガバナンスの在り方につきましては、アジアにおきましても、特に、OECDが「コーポレート・ガバナンスに関する諸原則」を制定して示したことを一つの契機としまして、議論されるようになってまいりました。

しかし、これまでのところ、日本における株主代表訴訟制度の比較法研究については、やはり大半がアメリカを対象とするものでございまして、アジアにおける株主代表訴訟の比較法研究につきましては、余り行われていなかったところでございます。

しかし、もともとイギリスに起源を発し、アメリカで著しい発展を遂げましたこの株主代表訴訟制度が、どのような経緯でアジア地域における企業法制に取り込まれていき、また、どのような変遷をたどって今日に至り、現在どのような機能を果たしているのかということは、比較法研究の観点から見ましても、非常に興味深いところだと思います。

また、実務的にも、日本企業にとって関係の深いアジアについての株主代表訴訟の状況や内容を把握するということは、例えば、株主の立場としてどのような権利が与えられているのか、あるいは、経営者の立場としてどのようなリスクを有するのかという観点からも、興味深く思っただけだと思いますし、重要であると考えられます。

このようなことから、今回、私どもは、財団法人国際民商事法センターとともに、この

「アジアにおける株主代表訴訟」をテーマとする比較研究を行うことといたしまして、専門の先生方をお願いして研究会を発足したものでございます。

この研究の方向性といたしましては、純粋な理論的研究にとどまらず、企業実務にも役立てていただきたいという観点から、実務面についても力を入れて進めております。

今回、研究対象地域といたしましては、中国、韓国、シンガポール及び台湾を選ばせていただきました。

これらの地域には、多くの日本企業が拠点を設けて活動しておられ、また、今後もその傾向は続くものと思われまます。これらの企業及びこれから進出等を計画されておられます企業に対しても有益な情報を提供させていただくという観点から、このような地域を選ばせていただきました。

なお、この研究会におきましては、本日のセミナーの結果を踏まえ、さらに現地調査等の調査を進めまして、来年の3月に「アジア株主代表訴訟シンポジウム」を開催させていただきたいと計画いたしております。

本日御参加いただいている皆様におかれましても、ぜひ、来年のシンポジウムにも御参加いただければ幸いです。

以上で、簡単でございますが、この研究会を発足させていただきました意義について説明させていただきました。

ありがとうございました。

○司会 それでは、これから、海外からの招へい者の方に、「変革期を迎えた株主代表訴訟の沿革と実情」という表題の下に各報告をいただき、その後、日本側の専門家の方から、当該報告に対するコメントをいただくことにいたします。

最初に、中国の^{シュアン ウエイファ}宣偉華先生から「中国における株主代表訴訟の現状及び問題点」というテーマで報告をいただきます。

それでは、宣偉華先生、よろしく願いいたします。

「中国における株主代表訴訟の現状及び問題点」

報告者：国浩律師集団事務所律師（弁護士） 宣 偉華

コメント：関西学院大学法学部教授，弁護士 伊勢田 道仁

○宣 ただいま御紹介いただきました、中国の弁護士の宣偉華と申します。本日は、このような場にお招きいただき、光栄に存じます。

私からは、本日、主に三つのテーマに基づき報告いたします。

一つ目のテーマは、株主代表訴訟制度の確立についてです。

1993年に公布された、中国における最初の「会社法」の第63条は、株主代表訴訟の範疇に入る条項であると、通常考えられています。すなわち、取締役、監査役又は支配人が会社の職務を執行する場合に、法律、行政法規又は会社定款に違反し、会社に損害を与えたときは、賠償する責任があるというものです。同様の規定は、第118条にもあります。

2002年に中国の証券監督管理委員会、国家経済貿易委員会が公布した「上場会社管

理準則」第4条には、株主は、法律に則り、取締役、監査役又は支配人に対する損害賠償請求を、会社に代わってすることができるという規定があります。

ただ、2006年1月1日に新しい「会社法」が施行される前までは、中国の会社法には、本来の意味での株主代表訴訟制度はありませんでした。

私は、1997年から、神戸大学大学院法学研究科で学び、修了してからずっと、中国における株主代表訴訟制度の実勢に注目してきました。



中国の株主代表訴訟制度は、運用性に欠けるため、この10年余り、多くは理論探究のレベルにとどまっていました。司法的な実践は、非常に乏しいと言えます。

向かって左：宣偉華弁護士，右：伊勢田教授

2006年1月1日から施行された新しい「会社法」の株主代表訴訟制度に対する規定は、第150条と第152条に定められており、実体法と手続法の両面から、株主代表訴訟制度の枠組みを構築しています。

具体的な内容については、発表資料の「2. 新法の規定」（参考資料1ページ）を御覧ください。

次に、二つ目のテーマです。株主代表訴訟制度についての解説です。

株主代表訴訟制度は、株主に、会社の利益のために損害賠償の訴えを起こすことができるという権利を賦与するものです。

具体的には、株主代表訴訟は、会社が、訴訟という手段により、会社の権利を侵害した者の民事責任を追及し、その権利を実現することを怠っている場合に、法律的に資格を有する株主が、会社の利益のために、自己の名義で、法定の手続に則り、会社に代わり訴訟を提起することができるというものです。

以下、中国の株主代表訴訟制度について説明いたします。

まず、第1に、株主代表訴訟の構造です。代表性と代理性を兼ね備えています。共同訴訟や集団訴訟とは異なる制度で、公益的な目的を備えています。

第2に、原告の資格です。有限責任会社と株式会社では、原告の資格が異なっています。

有限責任会社の株主が株主代表訴訟を提起する場合には、持株数の制限や、保有期間の制限はありません。

株式会社の株主が株主代表訴訟を提起する場合には、持株数（比率）の規定、そして、保有期間の規定があります。すなわち、自己単独で又はその他の株主と合わせての持株比率が会社が発行している株式総数の1%以上であり、かつ、継続して180日以上株式を保有している株主が訴訟を提起することができます。

中国の会社法には、アメリカの幾つかの州の立法のように、会社の利益の侵害行為が発生した時、また、株主代表訴訟を提起する時に、原告が株主でなければならないという規定はありません。

また、中国の会社法には、株主代表訴訟を提起した株主が、株主代表訴訟が提起されてから審理されている過程中、ずっと株主でなければならないという規定也没有ありません。

注目に値するのは、会社法は、株式会社の原告株主資格の要件を緩くしていることです。立法者が原告株主に積極的に訴訟を提起してほしいと考えていることが見てとれます。

しかし、中国の証券市場はまだ若く、投資者が長期間にわたって株式を保有したいと思わない、また、保有することができないような市場環境をつくっています。

180日間という保有期間の規定が、原告資格を持つ株主を非常に少なくしています。株式会社における原告株主の資格について、保有比率の要件を低くし、保有期間の要件を厳しくした、つまり、一方を厳しく、一方を緩くしたということで、立法者はバランスをとっていると考えられます。

私を例にとりますと、私は、1998年から株式投資を始めました。私がかかわっている法律業務は、証券市場を中心としています。もし、株式への投資やファンドへの投資を理解していなければ、弁護士としてよりよいサービスを提供することはできません。そこで、私は中国の中小の投資家となりました。そして、大株主に対しても、また、一般の中小の投資家に対しても、彼らの権益を守るためにサービスを提供しています。

私個人としては、これまでに180日以上株式を保有したことはありません。大株主や公募ファンドに代表される機関投資家だけが、株主を180日以上保有することができるのです。

ですから、中国の国情から見て、180日という保有期間は非常に長いものであると言えます。

第3に、被告の範囲です。会社法第150条、第152条は、株主代表訴訟の完全な記述であると考えられています。内容から見て、株主代表訴訟の被告には2種類あります。一つは、第152条第1項で規定している取締役、監査役、高級管理職です。もう一つは、第152条第3項で規定している「他の者」です。

会社法第21条、第113条、そして証券法第47条を統合的に見ると、私個人としては、いわゆる「他の者」とは、会社の権利を侵害する全ての自然人、法人が含まれると考えています。それには、大株主、実質的な支配者、そして不法に会社の資産を侵害する債務者が含まれます。

また、最高人民法院の司法解釈「中華人民共和國会社法の適用に係る若干の問題に関する規定（二）」の意見募集稿の第29条第3項は、「株主が訴訟を提起する場合において、会社法第152条第3項の規定により、会社の取締役、監査役又は高級管理職以外の他の者を被告又は第三者とするときには、人民法院は、これを許可しなければならない。」と規定しています。

中国の会社法は、株主代表訴訟を提起される主体を、取締役、監査役や高級管理職に限らず、いかなる者でもよいとする立法傾向が明らかです。株主代表訴訟の被告の範囲を拡大し、株主代表訴訟の重要性を強調する立法の流れが明らかです。

ここで、司法解釈の意見請求稿について御紹介したいと思います。新しい会社法が公布

されてから、最高人民法院は、会社法の司法解釈の作成に着手しました。現在、司法解釈（一）が既に出ています。しかし、（二）及び（三）については、まだ求意見の段階です。このため、私が先ほど述べました、司法解釈（二）の第29条第3項の内容については、まだ最終的に決定したということではありませんので、御注意ください。

第4に、責任事由についてです。会社法第6章に規定する忠実義務や勤勉義務に反する行為が、株主代表訴訟の対象になります。

忠実義務に違反する責任事由について、会社法は明確な規定をしています。第148条第2項、第149条の各項、それから第21条です。これらは、普通、故意による違法行為に属します。そのため、実務上、これらを把握することは簡単です。

しかし、勤勉義務違反という責任事由については、会社法は一つ一つ規定を挙げておらず、挙げることもできませんし、また、これらは、通常は故意の違法行為には属さず、主観的に見た過失に過ぎないため、これらを把握するのは非常に難しいのです。

また、このようなことが原因となり、株主代表訴訟が、会社の支配権の争いの手段として使われる可能性があります。

第5に、挙証責任についてです。責任帰属原則上、原告側が、被告の行為が被告の故意又は過失によるものと主張する場合、原告側がこれを厳格に挙証しなければなりません。

第6に、前置手続についてです。株主は、通常は、株主代表訴訟を、直接、裁判所に提訴することはできません。まず、会社の意向を確認しなければなりません。それから、会社内部の救済手段を尽くさなければなりません。それから、訴訟を提起することができます。これは日本の法律と余り違いはありません。具体的には、会社法第152条第1項と第2項を御覧ください。

第7に、訴訟の結果の帰属です。勝訴の場合の結果は会社に帰属し、株主個人には帰属しません。株主は、その持株比によって、勝訴がもたらす財務上の利益を享受するだけです。

次に、三つ目のテーマです。株主代表訴訟制度の問題点と現状です。

主に三つの問題があります。

一つ目は、事案の性質と訴訟費用の問題です。

事案の性質が財産事案に属するか、非財産事案に属するかによって、訴訟費用の多寡が決まります。会社法や司法解釈は、この点について規定していません。2007年に改正された中華人民共和国民事訴訟法及び国務院が新しく公布し、2007年4月1日から施行された「訴訟費用の納付方法」も、この点については触れていません。しかし、あらかじめ高額な訴訟費用を支払わなければならないという現状が、株主が株主代表訴訟を提起する上での重大な障害となっています。支配権の争い、つまり、一方の株主が代価を惜しまず、株主代表訴訟という手段を通して、支配権を奪おうとする目的以外で、株主代表訴訟が在るべき役割を發揮することは難しいと言えます。

二つ目は、訴訟費用の担保の問題です。株主代表訴訟制度が濫用されるのを防ぐために、多くの国では、「訴訟費用の担保」という制度を設けています。新会社法では、直接の規

定は設けられていません。しかし、司法解釈（二）の意見募集稿の第30条では、この点について解釈を行っています。詳しくは、補助資料の1-4-1「株主代表訴訟の濫用防止策として、どのような仕組みを用意すべきであるか」（参考資料11ページ）を御覧ください。

この司法解釈（二）の意見募集稿の第30条について、注目に値するのは、訴訟費用の担保は、訴えられた主体が取締役、監査役、高級管理職である場合にのみ適用されるということです。訴えられた主体が「他の者」である場合、原告に担保の提供を求めることはできません。

このことから、立法者が、取締役、監査役、高級管理職に対する株主代表訴訟の提起を厳格に規制しようとしていることが見てとれます。

三つ目は、訴訟の和解と調停の問題です。新しい会社法は、株主代表訴訟における和解や調停について規定を設けていません。しかし、司法解釈（二）の意見募集稿の第31条は、これを認めています。詳細は、発表資料の「3. 訴訟の和解と調停問題」（参考資料4ページ）を御覧ください。

同条の規定によれば、株主代表訴訟においても、訴訟の終結方式については、一般的な終結方式が適用できるという傾向が明らかです。ただし、原告株主は単独でこれを決めることはできず、株主総会の同意が必要です。もっとも、同条の規定には、この株主総会の同意が普通決議なのか、それとも特別決議なのかという規定はありません。

私が考えますに、この点については、有限責任会社と株式会社とで異なった規定をするべきだと思います。

有限責任会社については、株主の全員一致であるべきです。また、被告が株主である場合は、当該株主は決議から回避されなければなりません。株式会社の場合は、総会に出席した議決権を持つ株主の過半数の同意が必要です。そして、有限責任会社と同様に、被告が株主である場合は、当該株主は決議から回避されなければなりません。

また、裁判所は、職権に基づいて審査を行わなければならないと考えます。当事者の指示に受動的に従ってはなりません。例えば、会社の株主が少ない場合、有限責任会社や株式会社に株主が2人しかおらず、それぞれが原告、被告であった場合で、被告が決議を回避したために決議をすることができなかったときは、裁判所は、株主に代わって、和解に同意するかどうかの判断をしなくてはなりません。

ここで補足いたしますが、新しい会社法においては、株式会社の株主の人数について、重要な改正を行いました。もともとは、下限を5人の発起人とし、上限は設けていませんでした。現在は、下限を2人の発起人、上限を200人とする旨、改正されています。

最後に、株主代表制度の現状についてお話しします。

株主代表制度は、新しい会社法が公布される前には、運用性に欠けていました。このため、株主に実際に運用される機会は非常に少なかったのです。

一方、新しい会社法が2006年1月1日に施行されてから現在に至るまで、既に1年余りが経っています。しかし、私が把握している範囲では、既に裁判所に提起された株主

代表訴訟は、10例に満たない状況です。ただし、これはメディアの統計によるものですので、正確とは言えないことにつき御留意ください。

この現象については、以下のような特徴があります。

まず、一つ目の特徴ですが、提訴数が少ないということです。新しい会社法が公布される前に人々が期待した提訴数には、ほど遠いということです。

新しい会社法が施行される前に、中国証券報と上海証券報がそれぞれ私に株主代表訴訟についての文書を書くようにと依頼してきました。当時、中国証券報は、第一面に、人目を集めるようなタイトルを載せました。このタイトルは、「株主代表訴訟は今後爆発的に広まるだろう」というものでした。このタイトルは私が認めたものではなく、編集者が付けたものです。また、上海証券報が載せたタイトルは、「一般株主の権利保障の武器、株主代表訴訟」というものでした。

二つ目の特徴ですが、タイプが同じものばかりに集中しているということです。つまり、有限責任会社において訴えられた主体はもう一方の株主である場合が多く、一方の株主がもう一方の株主を牽制するための手段として使われていることが明らかです。

三つ目の特徴ですが、訴訟に参加している人々の間で、株主代表訴訟の訴訟理由をその他の民事訴訟の訴訟理由と混同している場合が多いということです。人々が株主代表訴訟の制度を利用する能力が、まだ非常に弱いということを示しています。

株主代表訴訟が活発に行われていないことには、多くの原因があります。訴訟費用が高いことが主な原因です。

また、株主代表訴訟を提起する動機が不足しているということもあります。この制度に対して、みな、余り詳しくありません。また、举证責任が厳し過ぎます。株式会社においては、原告株主の資格の要件が厳しいといった点もあります。これらが、株主代表訴訟が活発に行われない原因となっています。

私の発表は、ここまでとさせていただきます。

最後に、私は、中国に進出しておられる日本の企業の皆様が、中国の株主代表訴訟制度についてよく勉強していただけたらと思っています。もし、会社の利益が侵害されたとき、株主代表訴訟というのは非常に有益な手段になります。

ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

引き続き、今の宣偉華先生の報告に対するコメントを、関西学院大学法学部教授、弁護士の伊勢田道仁先生からいただきたいと思います。

では、伊勢田先生、よろしく願いいたします。

○伊勢田 関西学院大学法学部の伊勢田でございます。ただいまの宣弁護士の報告に対するコメントを、若干述べさせていただきます。

中国は、依然として急速な経済発展を続けておりまして、日本にとっても大変有望なマーケットであります。多くの日本企業が既に進出しておりますし、今後も進出することが予想されます。

そこで、代表訴訟を始めとする中国会社法の理解というものが、日本の企業及び日本の法律家にとっても不可欠と思われるわけではありますが、中国では、この代表訴訟制度が導入されてまだ日が浅いということでありまして、その内容には不明確な点が多いわけであります。

本日の宣弁護士の報告は、中国における代表訴訟の現状について、日本の関係者に多くのものを教えてくれる大変有益なものであったと思います。時間が限られておりますので、特に重要と思われる点を取り上げて少しコメントさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、中国における代表訴訟の利用の状況、現状であります。報告によりますと、中国では、代表訴訟は現在のところ余り利用されていないということでありました。その理由について、宣弁護士は幾つかの点を指摘されたわけではありますが、やはり、一番大きな問題というのは、訴訟費用の点ではないかというふうに思います。

御承知のとおり、日本では、代表訴訟は、制度の創設以降、余り利用されてこなかったわけですが、1993年に訴訟費用が一律8,200円、現在では1万3,000円とされたことにより、多数の代表訴訟が提起されるようになりました。

中国でも、代表訴訟制度について、今後、訴訟費用の問題につき何らかの措置を採るということも考えられるわけですが、代表訴訟の利用促進、スピードという観点からしますと、それが会社法の改正として行われるのか、あるいは最高人民法院の司法解釈という形で行われるのかという点については、大変関心が持てるところであります。

つまり、日本では余りなじみがないのですけれども、中国では、この最高人民法院が公表する司法解釈というものが、制定法の解釈や裁判実務の運営を決める上で、強大な影響力を持っているということでございます。

訴訟費用の問題が司法解釈によって解決される可能性もあります。そうすると、中国における代表訴訟の提起が一挙に容易になるということもあり得るわけでありまして、これは今後の展開を注目したいと思います。

2点目は、代表訴訟に期待される機能であります。中国会社法は、国営企業法の延長線上にあると考えられますが、中国においては、従来は、会社に対する国家の監督ということが大きな意味を持っていたわけでありまして。この度、中国会社法に代表訴訟制度が導入された主な目的というのが、コーポレート・ガバナンス、つまり経営監督を改善することにあるのか、それとも株主や投資家の利益の保護ということになるのかについては、慎重に評価されるべき点であると思います。

中国は欧米並みの代表訴訟制度を導入することを目的にしていたということだとすると、株主や投資家保護の側面というよりも、コーポレート・ガバナンスの改善手段としての側面が重視されていたとも考えられます。

また、現在の中国において、代表訴訟制度の存在が一般の株主や投資家に対してどれだけ認識されているのか、それから、経済状況としまして、代表訴訟制度の導入の必要性というのがどれだけあったのかという点についても、関心が持たれるところでございます。

3点目は、代表訴訟の被告の範囲と、制度の濫用防止という点でございます。報告にあ

りましたように、中国の代表訴訟制度で特徴的であるのは、被告とされ得る者の範囲が、会社の役員に限定されず、会社に損害を与えたあらゆる「他の者」というように広範囲になっている点であります。

中国では支配株主あるいは大株主の地位の濫用というのが依然として大きな問題とされておりまして、この「他の者」というところに支配株主や大株主が含まれるということは、当然のこととして理解できます。

しかし、この「他の者」という文言を広く解釈しますと、例えば、行政機関とか、それから、合弁会社の親会社である外国の企業、日本の企業等も被告とされるという可能性があるわけでありまして、もしそうだとすると、これは欧米型や日本型の代表訴訟とは異なる発想を持っているのではないかという点を指摘できると思います。

したがって、この代表訴訟の被告の範囲につきましては、今後の司法解釈や判例の行方というものに大きな関心が持たれるところでございます。

また、中国では代表訴訟制度が導入されたばかりということであり、担保提供命令等、代表訴訟制度の濫用防止策ということについても、若干整備されていない点があるということでもありますので、その点もやや気がかりであります。

最後に、幾つか今後の研究課題として気がついた点を挙げておきますと、中国では、有限責任会社と株式会社では代表訴訟を提起するための要件が異なっているわけですが、これはどういう意味を持っているのかということがあります。

将来、例えば、司法解釈あるいは法改正によって訴訟費用の問題が解決されたとしても、株式会社については、持株要件及び保有期間の要件が非常に厳格であるということから、代表訴訟が専ら有限責任会社のみで利用されるようなことになるのではという気がいたします。それぞれの会社形態が中国において持っている意味というものが問われなければいけないということになります。

それから、もう一つは、中国では、拡大する経済の中で、会社の虚偽の情報開示を理由とする投資家による損害賠償請求訴訟も発生していると聞きます。そういった投資家による直接訴訟と、株主による代表訴訟との役割分担というのはどうなっていくのかという点を考えていく必要があります。今後は、会社法と証券関係法との関係というものが問題になってくるのではないかと思います。

最後になりましたが、宣弁護士におかれましては、本日大変有意義な御報告をいただきまして、本当にありがとうございます。

日本側を代表して心から御礼を申し上げます。また、会場の皆様、御清聴ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

次に、韓国の権鍾浩^{クォン ジョンホ}先生から、「韓国の株主代表訴訟の概要と歴史」というテーマで御報告をいただきます。

それでは、権鍾浩先生、よろしくお願いいたします。

「韓国の株主代表訴訟の概要と歴史」

報告者：建国大学校法科大学教授 権 鍾浩

コメント：住友商事株式会社関西ブロック総括部法務チーム長 森川 茂

○権 ただいま御紹介いただきました、韓国建国大学校の権鍾浩でございます。

本日、「韓国の株主代表訴訟制度の概要と歴史」というタイトルで報告する機会をいただき、大変嬉しく思っております。では、報告に入らせていただきます。

韓国の株主代表訴訟制度の概要でございますが、韓国で株主代表訴訟制度が初めて導入されたのは、1962年の新商法の制定のときです。

韓国は1945年に独立いたしました。1962年まで、日本の商法が擬用商法という名前でそのまま使われたこともございまして、韓国の商法は、基本的に、日本の商法の影響を大きく受けております。

その点については、株主代表訴訟制度も例外ではございません。株主代表訴訟制度の仕組みや手続は、基本的に日本と同じです。ただし、提訴要件等については、若干の差がございます。

日本との大きな違いの一つは、株主代表訴訟に対する規定は、商法だけではなくて、証券取引法にも規定が置かれているという点です。

しかし、現在、韓国でも、日本の金融商品取引法に当たる法律ができて、証券取引法が来年からなくなることになりました。そして、証券取引法に定められている上場会社に関する規定は、商法に移管されることになっております。その結果、今の証券取引法に規定されている株主代表訴訟に関する規定については、商法等の中に上場会社の特例に関する規定を設けて、そちらで規定することになっております。

では、株主代表訴訟制度を提起する手続につきまして説明申し上げます。その手続は日本と大体同じでございまして、まず、会社に対して訴訟を提起するように請求して、会社がそれに応じない場合には株主が直接訴訟を提起する、そういう形になっております。

株主は、まず、会社に対して、取締役等の責任を迫及する訴えを提起すべきことを請求しなければなりません。

そして、株主が訴訟を提起するように請求できる資格については、韓国の場合は、日本と異なりまして、少数株主権とされております。商法の場合は、発行済株式総数の100分の1以上を有している株主が請求することができます。一方、証券取引法の場合は、比較的規模が大きい会社を対象にしていますので、持株要件が1万分の1以上となっております。また、証券取引法の場合は、6か月前から引き続き株式を保有していなければならないという要件もございまして、しかし、違法行為があった時の株主でなくても構いません。

そして、持株比率については、代表訴訟を提起する時点において満たしていればよいので、提訴以降においては、持株比率が減っていても構いません。ただし、株式をすべて譲



向かって左：権鍾浩教授，右：森川法務チーム長

渡した場合は、原告適格を失ったとして、訴えは却下されることとなります。

代表訴訟において請求の対象となる者は、大体日本と同じだと思います。つまり、取締役、監査役等ですが、特徴的なものとして、業務執行指示者があります。御存知だと思いますが、韓国は、1997年に経済危機を迎えましたが、この経済危機を招いた一因が、韓国の財閥オーナーのワンマン経営でした。そのようなことから、取締役や代表取締役のような肩書きを持っていないにもかかわらず、実際には会社の経営に影響を及ぼしている者について規制を及ぼそうとした結果設けられた制度が、業務執行指示者の制度でございます。そして、業務執行指示者の責任を問う手段として、株主代表訴訟制度が使われております。

また、株主代表訴訟以外にも、株主が会社に代わり損害賠償請求の訴えをすることができるものとしましては、会社から利益供与を受けた者への利益の返還を求める訴え（商法第467条の2）や不公正な価格をもって株式を引き受けた者への差額の返還を求める訴え（商法424条の2）、そして、取締役等の内部者が得た短期売買差益の返還を求める訴え（証券取引法第188条）のようなものがあります。

会社が株主の請求の日から30日以内に提訴をしない場合、株主は、会社のために代表訴訟の提訴をすることができます。ただし、30日の期間を待っていると回復できない損害が生じるおそれのある場合には、株主は、直ちに提訴をすることができます。

訴訟費用ですが、韓国の場合は、日本円で大体3万円くらいで代表訴訟を提起することができます。日本と同様に、韓国でも、1962年に株主代表訴訟制度が導入されて以来、1997年までは、代表訴訟の提訴が1件もなかったのですが、その理由の一つとして、訴訟費用が非常に高かったということがあります。しかし、現在のように訴訟費用が3万円くらいになってから代表訴訟が提訴されるようになりました。1997年から2007年までのここ10年間で40件くらい代表訴訟が提起されておりますが、これは訴訟費用が低額になったことと非常に関係があるのではないかと考えております。

そして、担保提供命令の制度のような株主代表訴訟制度の濫用防止のためのシステムについても、日本と全く同じ規定です。

次に、訴訟参加の制度ですが、これについては、日本と相当違いがあるのではないかと思います。この点については、韓国では、日本と比べると株主代表訴訟数が少ないことから、訴訟参加についてもあまり議論されていないという面もあると思います。

韓国では、会社のみ訴訟参加ができます。原告以外の株主が訴訟参加できるかどうかにつきましては、学説の争いがございます。訴訟参加できないとする説は、原告株主以外の株主に訴訟参加を認めると、訴訟が長引くことになるので、これを認めないとするのですが、それ以外の場合は原告以外の株主も訴訟参加できるとする解釈も可能ではないかと考えております。

株主が代表訴訟を提起した場合には、遅滞なく会社に対して提訴事実を告知しなければなりません。それは、会社が訴訟に参加する機会を保障するためです。会社による被告側への訴訟参加につきましては、韓国では否定説が通説です。代表訴訟というものは、そも

そも会社のための訴訟なので、会社が被告側に参加することは論理矛盾だということがその理由です。

代表訴訟における和解でございますけれども、株主が代表訴訟を提起した場合、株主は裁判所の許可がなければ訴えの取下げ、請求の放棄・認諾、和解をすることができません。これは商法第403条第6項に定められています。これは、株主が被告たる取締役等とのなれ合いにより代表訴訟を提起することを防止するためです。韓国では、取締役の会社に対する責任を免除する場合、総株主の同意が必要です。そのようなことも加味すると、原告たる株主のみの判断で和解を簡単に認めることは問題ではないかということが、その理由の一つでございます。

なお、会社が取締役の責任を追及する訴えを提起した場合における和解につきましては、商法に規定がございません。しかし、今の株主代表訴訟における和解に関する規定からすれば、この場合にも和解ができないと解するしかないと思っております。

代表訴訟提起後に株主でなくなった者の訴訟追行についてですが、この点については、日本では実際の裁判で問題になった事例があり、提訴後、会社により行われる組織再編行為によって株主たる地位を失ったような場合には原告適格を維持するという規定を設けたことを知っております。韓国の場合は、実際にそのような事例がなく、商法上にも規定がないのですが、個人的には、株主でなくなった原因が株主の意思によるのか、それとも会社の組織再編行為等によるのかによって、結論を別にすべきと考えます。もし、会社側の組織再編行為によって株主の地位を失った場合に原告適格を失うとすれば、組織再編行為が、ある意味、代表訴訟を回避する手段として悪用され得る可能性もありますので、その場合は原告適格を維持すると解釈すべきと思っております。

提訴株主の権利と義務に関して申し上げます。

株主が勝訴した場合には、訴訟費用及びその他の「訴訟によって支出した費用のうち、相当であると認められる額」の支払を請求することができます。

この点について、韓国で議論されているのが、「相当であると認められる額」の範囲についてです。様々な説があるのですが、少数説としては、民事訴訟法では、訴訟費用に弁護士費用は含まれていないので、それは弁護士費用のことを言うという見解もありましたが、通説は、会社が直接訴訟を提起した場合に会社が支払ったはずの費用全てのことを言うとしております。

また、株主が敗訴した場合には、株主に悪意があったときには、会社に対して損害賠償責任を負います。

再審の訴えについてですが、原告と被告が共謀して訴訟の目的である会社の権利を害する目的を持って判決をさせたときには、会社又は株主は、確定した終局判決に対して再審の訴えをもって不服を申し立てることができます。再審の訴えの場合にも、勝訴株主は会社に対して訴訟関連費用の支払を請求することができますし、敗訴した場合も、悪意がない限り責任を負わないということでございます。

次に、韓国における代表訴訟制度の歴史的経緯について説明いたします。

韓国において株主代表訴訟制度がいつからあったかということになりますと、1962年の新商法制定時からでございますが、ある意味では、日本で株主代表訴訟制度が導入されたのが1950年ですから、韓国においても1950年から株主代表訴訟制度があったということもできます。

その後、現在の株主代表訴訟制度になったのが、1998年の商法の改正によります。個人的な話ですが、1998年というのは、私が日本での留学を経て韓国の大学に就職した年でもありましたが、そのとき韓国はちょうど経済危機で、本当に大変だった時期でした。

そのときに、韓国はIMFから救済融資を受けたのですが、その条件として、株主の権限強化等の改革を求められたという状況もあり、その影響の一つとして行われたのが、株主代表訴訟制度に関する改正でございます。

商法における代表訴訟の提訴要件として、発行済株式総数の「100分の5以上」から「100分の1以上」とされたのが、このときでございます。そして、この「100分の1以上」という持株要件については、代表訴訟を提起する時点でそれを満たせばよく、その後は100分の1以下になってもよいとされました。

また、2006年には、二重代表訴訟制度の導入の提案がされました。二重代表訴訟については、アメリカでは判例では認められておりますが、立法化している国はまだ世界にもないのですが、これを取り入れようと思いました。この頃、韓国の第二の財閥である現代自動車の子会社による不祥事が社会問題になりました。それをきっかけに、特に財閥の子会社の不祥事を防止するためには、親会社の株主に代表訴訟の提訴資格を与えて、子会社の活動を取り締まり、子会社の責任も問うようにするしかないという強い主張が市民団体からされました。それを受けて、当時の法務部、日本でいうと法務省に当たりますが、法務部の長官が、アメリカで行った記者会見で、二重代表訴訟制度を導入すると発言しました。このように、韓国における二重代表訴訟制度の導入は、政治的な要素があります。当時、私は、韓国法務部における商法改正委員会の委員だったのですが、そのようなことで二重代表訴訟制度を商法に入れようとしたところ、韓国の全経連、日本でいうと経団連に当たりますが、全経連、上場会社協議会、商工会議所等の全ての財界や学者との間でも激しく議論がありまして、結果として、二重代表訴訟制度を法律化することは見送られました。実際のところは、今度就任する大統領が起業者出身ということになれば、二重代表訴訟制度の導入については、今の韓国の経済状況からは望ましくないということになると思います。

私の個人的な考えとしては、今後、二重代表訴訟制度を導入するという話はなくなるのではないかと考えております。

次に、証券関連集団訴訟法についてですが、これも、今の政権の支援団体からの強い主張があり、導入されたものです。2003年に制定された「証券関連集団訴訟法」によって導入された制度が、証券関連集団訴訟という制度でございます。

証券関連集団訴訟とは、「有価証券の売買その他の取引過程で多数人に被害が生ずる場

合、そのうち一人又は数人が代表当事者となって追行する損害賠償請求訴訟」でございます。

ただし、証券関連集団訴訟法が制定されて以来、今まで提起された訴訟は1件もありません。その理由としては、時間の関係で抽象的にしか述べられませんが、この制度に従って訴訟を提起することは非常に難しくなっていることを申し上げたいと思っております。

証券関連集団訴訟の手続ですが、まず、裁判所に対して、訴訟を提起することにつき許可をしてくださいという申立てをします。そして、裁判所が訴訟許可決定をすると、構成人に対して訴訟許可決定を告知して、訴訟手続が開始されます。

証券関連集団訴訟の対象となる行為は四つありますが、いずれも証券取引法に違反する行為です。

まず、有価証券届出書や目論見書の不実開示による損害賠償請求です。次に、有価証券報告書等の不実開示違反に対する損害賠償請求です。次に、インサイダー取引や相場操縦による損害賠償請求です。最後に、会計監査人の不実監査による損害賠償請求ですが、実際には、会計監査人の不実監査に対する損害賠償請求については、会計監査人としてはある意味では会社の会計書類だけを見て判断することになるのに、不実監査の責務を負わされることに対して非常に反発があります。

また、証券関係訴訟を専門的に起こすような弁護士が出るのを防止するという関係もございまして、最近3年間で3件以上の証券関連集団訴訟において代表当事者又は原告側の訴訟代理人として関与した者は、代表当事者又は原告側の訴訟代理人となることができないとされております。

証券関連集団訴訟の許可要件ですが、これは、非常に厳しいです。そして、この許可要件に基づき証券関連集団訴訟が開始されるかどうかは、裁判所がどのように判断するかというところが大きいと思います。裁判所がこの許可要件をどのように判断するかが、今後の韓国において証券関連集団訴訟がどのように行われるかを定める決め手になるのではないかと思っております。

証券関連集団訴訟の確定判決の効力は、自分は証券関連集団訴訟の効力を受けないと明言しない限り、全ての構成人に効果が及びます。

先ほども申し上げましたように、韓国における代表訴訟の提起数は、1997年から2007年までの間で40件ぐらいなのですが、その中の20件ぐらいが非上場会社で、残りが上場会社です。

非上場会社の場合は、経営権をめぐる争いが訴訟になるというケースが多いと言われております。

これに対し、上場会社の場合は、その多くが、市民団体の指導により行われる訴訟です。韓国で初めて株主代表訴訟が提起されたのは1998年ですが、今はなくなりましたが、韓国の第一銀行の役員を対象とする代表訴訟でした。このときは、市民団体が株主を誘って、発行済株式の100分の1に当たる株主を集めて、訴訟を提起した経緯がございます。

また、韓国の市民団体は、韓国の証券取引法では代表訴訟提訴の持株要件が発行済株式

の1万分の1とされていても代表訴訟提起数が少ないので、代表訴訟を提起する権利を単独株主権化しなければいけないと主張しています。

さらに、先ほどお話した二重代表訴訟制度ですが、これも市民団体が導入を要求したものです。

市民団体が最大のターゲットとしているのは財閥です。日本では既に導入されていますが、韓国でも、取締役の負う責任を制限する制度を導入しようとしていました。しかし、韓国の場合は、どちらかというところ、経営者、特に財閥に対する国民の感情があまり良くないのです。そのような訳で、韓国では、取締役の責任を制限することについて非常に反発が強いのですが、そこで、二重代表訴訟制度を導入する代わりに、取締役の責任を制限しようという話が出てきました。

この取締役の責任の制限についての規定を含んだ商法改正の改正試案によれば、取締役の責任について、最近1年間の報酬の6倍以内に制限することができるようにし、社外取締役の場合は、報酬の3倍以内に制限することができるとしています。ただし、取締役が競業禁止義務に違反した場合ですとか、故意又は重過失により損害を発生させた場合は、責任を免除することができないとしております。

最後に、「親企業的な環境」ということでお話をさせていただきますが、今度の韓国の大統領候補者は、韓国で1番の大手建設会社の現代建設の社長出身なんですね。韓国では、ここ最近の10年間は「失われた10年」という言い方をよくされますが、今度の韓国の大統領候補者は、今までの経済成長率が低かった政権よりも分配を優先することとして、できるだけ企業に親しい法律をつくらうとしています。これまでの政権は、企業を厳しく規制するという方針を採っており、その一環として二重代表訴訟制度の導入ということも提案されました。しかし、韓国がこの10年間経済的に伸びなかったことにより様々な問題が発生しましたが、それは企業に厳し過ぎたからではないかということ、これからの政権は、一転して、企業に親しい方策が採られるのではないかと思います。

時間が参りましたので、私の発表はここまでとさせていただきます。

○司会 ありがとうございます。

引き続き、今の権鍾浩先生の報告に対するコメントを住友商事株式会社関西ブロック総括部法務チーム長の森川茂様からいただきたいと思います。

それでは、森川様、お願いいたします。

○森川 住友商事の大阪で法務を担当しております森川と申します。

今の権先生のお話を踏まえまして、一言私見を申し上げたいと思います。

韓国の商法は、日本の商法を参考に制定されて、日本での改正を追いかけるような形で改正が重ねられてきたという経緯があるとのことであって、日本の商法との類似点が極めて多いことが特徴だと思います。

株主代表訴訟に関しましても、個々の論点で様々な違いはあるものの、基本的な枠組みや考え方は共通しており、我々にも大変理解しやすいものだと思います。

詳細は権先生から御説明いただいたとおりですので、詳細は省きますけれども、特徴的

なところを申し上げますと、代表訴訟については、商法に加えて、証券取引法にも規定があり、また、証券取引法上では、内部者の短期売買差益の返還を代表訴訟により求めることができる制度もあり、役員のみならず主要株主もその対象になり得るということがございます。

ただ、韓国版金融商品取引法とも言える法律が昨年制定されて、近々施行されるということのようでして、証券取引法上の商法の特例規定は商法に移管されることになっているようですね。

もう一つ特徴的な法制度として、証券関連集団訴訟がありますが、これはいまだ実例もなく、訴訟の対象も非常に限定されているということで、代表訴訟の代わりになり得るものというようにはまだ断言できないと思いますけれども、今後の動向については関心を持たれるところではないかと思えます。

一方、議論されている問題の中で、立法的な解決が日本のようになされていないものがまだ幾つか存在するというお話がありました。特徴的なところ、代表的なところで申しますと、組織再編により株主でなくなった者の代表訴訟の追行権、訴訟参加に関する議論、それから取締役の責任制限だと思えます。

取締役の責任制限については、今の権先生のお話にもございましたように、最新の新法、商法改正案に盛り込まれているということですが、その他の点についても、今後の立法の可能性について注目していきたいと思っております。

ところで、代表訴訟あるいは広くコーポレート・ガバナンスということについての理解を深める上では、各地域の特有の事情に目を向ける必要があるのではないかと思いますけれども、私は、今の権先生のお話の中で、韓国については、興味深い点が二つあったと思っております。

一つは、韓国特有のいわゆる財閥経営が企業制度改革にもたらしている影響ということです。韓国政府は、90年代の後半に、IMF管理下において、外国資本誘致のための企業統治改革や投資環境整備の必要に迫られたわけです。しかし、韓国の財閥においては、系列企業が他の系列企業に出資するといういわゆる循環的な出資という体制があって、財閥のオーナーの所有比率がわずかであっても、実質上、グループの意思決定機関や経営全般を掌握するというような状況が旧来存在しているところがございます。

経済危機を克服するために韓国政府が打ち出した様々なコーポレート・ガバナンスに関する方針というのは、そういった企業支配体制全体にかかわる抜本的改革でございまして、代表訴訟の歴史というものも、そういう背景を踏まえて理解する必要があるのではないかと考えております。

権先生のお話にもございましたが、例えば、まだ代表訴訟の件数が少ない中で、二重代表訴訟の議論というのが割と盛んに出てきたということとか、業務執行指示者という形で取締役でない実質的な影響力を保持する者もその責任追及の対象となるという点などは、まさにそういう背景を踏まえた事象ではないかと思えます。

もう1点、特徴的なのが、市民団体の存在ということではないでしょうか。

韓国では、経済危機後、様々な企業統治改革が進められる中で、市民団体は、代表訴訟の単独株主権化や、二重代表訴訟制度の導入提言、更には代表訴訟の実際の提起などを通して、積極的な活動を展開してきたわけであります。

そういった市民団体の評価という意味では様々でありましょうし、それぞれの主張の当否をここで云々申し上げるものではございませんけれども、韓国のコーポレート・ガバナンス改革論議の一端をリードしてきているということは事実のようでございまして、一定の成果ももたらしているということで、我々の研究においても、注目すべきではないかと思っております。

このように、日本の商法と非常にパラレルな改正がなされてきたとはいうものの、代表訴訟を含む韓国での企業統治改革という意味では、諸制度の背景と導入の背景となった事情や議論の過程が非常に特徴的でございまして、権先生の最後のお話にもございましたように、次期大統領候補者が、アンチ企業ではなくて、親企業的な方針を既に打ち出しておられるということで、法的な環境も変わり得る可能性があるということですので、引き続き、それらの動向を注視して、我々の研究も進めていきたいと考えております。

最後になりましたが、権先生、非常に短い時間でございましたが、中身の濃いお話をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上、私のコメントとさせていただきます。

○司会 ありがとうございました。

それでは、ここで10分間の休憩に入ります。

(休憩)

○司会 それでは、再開いたします。

次に、シンガポールの^{ユ-イン チャウ マイケル}Ewing-Chow Michael先生から、「シンガポールにおける株主代表訴訟」というテーマで報告をいただきます。

それでは、Ewing-Chow先生、よろしくお願いいたします。

「シンガポールにおける株主代表訴訟」

報告者：シンガポール国立大学法学部准教授 Ewing-Chow Michael

コメント：名古屋大学大学院法学研究科教授 中東 正文

○Ewing-Chow この度は御招待いただき、誠にありがとうございます。日本ではいつも温かく歓迎していただいておりますが、特に今日は、多くのアジアの隣人と出会うことができ、大変嬉しく思います。

さて、シンガポールについてですが、本題に入る前に、シンガポールの法文化について二つお話したいと思います。一つ目は、シンガポールでは、法律に書かれていることと実務における運用にあまり差がないということです。シンガポールでは、本音と建前という区別がありません。常に本音が表に現れます。



向かって左：Ewing-Chow Michael 准教授，右：中東教授

二つ目は、シンガポールでは、様々な選択肢を持っておくことが好まれるということです。何事にも準備万端でいられるよう、Aのみならず、B,C,D,Eと無限に計画します。したがって、代表訴訟においても三つの形態があります。それを更に複雑にしているのは、シンガポールはイギリスから踏襲したコモン・ローの法制度を有していますが、それに加え、カナダの法律を模倣した条文もあることです。この点については、発表を進める中でまたお話ししたいと思います。

シンガポールにおける代表訴訟については、会社法に、第216A条という条文がありますが、これは代表訴訟についてのクリアなガイドラインということが言えるかと思います。また、第216条という条文がありますが、この理解にはコモン・ローの解釈が必要です。

また、もう一つ申し上げたいのは、シンガポールでは訴訟はそれほど多くないということです。と言いますのも、シンガポールの人々は、論争好きな人が少なく、調和を好む国民性だからです。また、訴訟は費用がかかる、ということもあるでしょう。

例えば、訴訟費用の概算ですが、原告の弁護士費用を含めると、米ドルで20万ドルから25万ドルかかり、かなり高額になります。したがって、小株主が大株主を相手取るようなケースはほとんどありません。よく見受けられるのは、家族経営企業の訴訟や、大株主対大株主、又は、小株主対小株主の訴訟です。

韓国と異なり、シンガポールではNGOが少なく、消費者保護団体もほとんどないため、代表訴訟のケースはあまり多くありません。

興味深いことですが、代表訴訟では、訴訟費用について、裁判所が裁量を発揮する場合があります。中間費用として訴訟経過中の弁護士費用、また最終費用として訴訟の全費用を裁定します。

もう一つ、シンガポールにおける特徴として、代表訴訟に関する制定法である第216A条が上場企業に適用されないということが挙げられます。その理由の一つとして、シンガポール政府の考え方として、大株主は、通常、大株主としての地位を得るためにプレミアムを払っているのだから、会社を自分たちに都合の良いように経営することが許されるべきであると考えているからです。また、少数株主をあまり保護し過ぎるのはよくないということもあります。少数株主を保護し過ぎることにより、「グリーンメール」と呼ばれる脅迫行為が行われるおそれがあることを懸念しています。グリーンメールとは、少数株主が訴訟で会社を脅迫し、会社からお金を引き出そうとすることです。さらに、政府は、会社が純粋な事業目的で企業取引を行った場合、その結果が悪くなったという理由だけで会社への投資から手を引く安全な方法を提供すべきでないと考えています。

コモン・ローの基本的な立場として、会社のみがその行為に対する救済又は会社への損害に対する救済を求めて訴訟を提起することができ、個々人の株主は訴訟を提起することができないと考えられています。コモン・ローでは「当該事件限りの正当性」と呼ばれる例外規定もありますが、これについては、今まで非常に曖昧な解釈がされており、実際にはほとんど使用されることはありません。

注意していただきたいのは、ある株主が、その持株とは関係なく会社から何らかの被害

を受けている場合、Johnson対Gore Woodにおける原則（参考資料36ページ）により、その株主は直接訴訟を起こすことができます。しかし、それは、株主としての自分の利益とは別の目的でなければなりません。例えば、株主が会社と株主契約のような契約を結んでいる場合、その契約違反について会社に対し訴訟を提起することができます。そのような契約がない場合は、これは適用できません。

コモン・ローにおける法人に関する別の原則では、会社が取締役の義務不履行により損害を被り、株主も取締役の義務不履行により別の損害を被った場合、各々その取締役を訴えることができますが、各々その損害のみについて訴えることができ、二重の訴訟を起こすことはできないことになっています。

取締役は会社に忠実義務を負っているものであり、会社の株主に対しては、集団的にも個人的にも義務を負うものではありません。イギリスのコモン・ローのケースで、Percival対Wrightのケースがありますので、配布資料（参考資料38ページ）を参照してください。この事件では、取締役は、株主に対し直接責任を負うものではないと判断されました。株価が下がった場合でも、それは会社が被った損害であり、取締役が株主個人に対する責任を問われるものではないのです。

しかしながら、特別な状況も存在すると言えましょう。例えば、ある取締役が自分を任命した特定の株主と特別な関係を有していた場合、この取締役と株主は、特別な契約又は関係を有していると言えます。このような場合、株主は、直接取締役を訴えることができます。

ただ、このような状況はあまり考えられないでしょう。例えば、Tai Kim San 対 Lim Cher Kia のケース（参考資料40ページ）もありますが、このような状況はあまり考えられないと認識されています。

では、シンガポールではどのような場合に代表訴訟が利用可能でしょうか。

まず、コモン・ローでいう少数株主に対する詐欺行為があった場合についてです。少数株主に対する詐欺行為とは、多数株主が取締役と関係があり、会社が取締役に対して訴訟を起こすことを阻止し、会社が取締役及び多数株主に不当に取り扱われた場合を指します。この場合、少数株主に対して詐欺行為が発生したと言えます。ここで留意していただきたいのは、詐欺行為とは、コモン・ローにおいて衡平法上の不正行為と呼ばれる違反行為も含むことです。つまり、通常の刑事詐欺のことではなく、株主が取締役の不公平な取扱いにより損害を被った形態を指し、会社の支配者が訴訟を阻止することです。このコモン・ローでいう少数株主に対する詐欺行為の場合の代表訴訟では、通常は原告が費用を負担しますが、裁判所は、コモン・ローのほとんどの他の事件同様、衡平法上の裁量により、中間費用、最終費用の支払を命じることができます。

シンガポールでは、第216条でOppression（抑圧）に対する訴訟を規定しています。これは純粋な意味での代表訴訟ではありませんが、その救済策の一つが代表訴訟と同じものです。Oppressionとは何かということについては、おいおい説明していきます。

第216条は、第216A条と異なり、上場企業、非上場企業両方に適用できます。

上場会社で不正行為があったが、その不正行為がOppressionとみなすには十分ではない場合、株主は、コモン・ローでいう少数株主に対する詐欺行為を理由に、救済を求めることができます。

ここで、配布資料のフローチャート（参考資料44ページ）を少し説明いたしましょう。取締役の義務違反により会社に損害が生じたとします。この取締役は会社で支配権を有しており、多数株主が取締役と関係を有しているため、この取締役に対する訴えが阻止されたとします。このような場合、少数株主に対する不正行為があったとして代表訴訟を提起することができます。第216条のOppression訴訟又は第216A条の代表訴訟を提起し、取締役に対して損害賠償の訴えを提起し、会社の価値を回復することができます。例えば、会社が100万ドルの損失を被った場合、その100万ドルを回復することができます。

ただし、問題が一つあります。結局、一つのポケットからお金を取り出し、それを別のポケットに移しただけに過ぎないということです。このような代表訴訟では、不正行為者は、引き続き会社の経営権を握っていることとなります。その場合、シンガポールでは、第216A条による代表訴訟に加えて、Oppression訴訟による救済策を利用することが可能です。つまり、会社の清算、あるいは、多数株主による不正行為が著しいことを理由として多数株主に自分の株式を買い取ることを裁判所に請求することができます。会社には100万ドルお金が入っているわけですから、その株価も100万ドル回復前に比べて正当な価値を得ているからです。

では、第216条のOppression訴訟とはどのようなもののでしょうか。第216条によれば、会社の株主又は社債権者は、裁判所に対し、会社のある行為により無視された利益又は被った損害について命令を発することを請求することができます。基本的に、裁判所は、会社の行為が正当であるか、不当であるかということ判断します。

マレーシアでの実際の係争事件において、マレーシアの枢密院（Privy Council）は、Oppressionとは、公正な取引の基準から明らかに逸脱した行為であり、会社に自らの資産を信託する各々の株主が信頼している公正な取引条件の違反であると判断しています（参考資料46ページ）。利用可能な資金、利益があるにもかかわらず、少数株主がなんら利益を得ていない場合、これをOppressionと称することができます。会社が株主を公平に扱うという正当な期待に応じているか否かという観点から判断するものですが、これは、「契約論的アプローチ」と呼ばれています。すなわち、裁判所は、株主が当初の契約内容を履行されているかどうかについて、契約で明示的に示されている場合はもちろん、契約上明確に定められていない場合でも、株主が会社を設立し、又は株を購入したときに黙示的に株主間の合意があるならば、それに照らして判断するということを意味します。

事実、イギリスの最近のケースでは、会社に関するこの考え方を再認識しています。つまり、株主が、期待するような処遇を会社から受けているかということです。

また、無責主義離婚（No fault divorce）の問題、つまり、株主が無過失である場合に、会社の事業が悪化していることを理由に、株主は任意に会社から脱退することができるかどうかということについては、そのようなことは認められないと考えられます。

それでは、どのような場合をOppressionと呼ぶことができるのでしょうか。それは契約等で明記されていなくとも、株主が一定の処遇を受けるだろうという合意がある場合です。

これは、より小規模な企業、準パートナーシップに適用される場合が多いでしょう。例えば、私が合弁会社の設立に投資し、その株式を幾らか所有している場合、何らかの非公式な合意があったと想定でき、その合意を否定することは不正行為になります。

このことが一番明確に現れているのは、Kitnasamy 対 Nagatheran のケースではないでしょうか（参考資料50ページ）。ここではあまり詳しくは申し上げませんが、それは小企業で、家族と友人の間で設立された会社であり、取締役でもあった株主の一人が、会社の融資を保証しました。会社の経営に関わることを期待しないのであれば、会社の融資を保証しないでしょう。さもなければ、経営陣が会社の資金を全て使い果たし、融資の保証者は自分自身で借金を返済しなければならなくなります。その後、多数株主は、取締役である融資の保証者を解任しようとしたところ、融資の保証者がOppression訴訟を提訴しましたが、裁判所は、通常このようなケースはOppressionとみなされると判断しました。

一般的に、Oppressionとは、経営陣から排斥されること、経営陣が会社の資金を過度に使っていること、株主に配当を支給しないこと、会社の資産を持ち去ること、ビジネスの機会を見逃すこと、会社の営業を終了したにもかかわらず資金を会社及び株主に返還することを拒否している場合などのことを言い、これらは、通常、不正行為であると言えます。

ただし、これらをもって不正行為を全て網羅しているわけではなく、コモン・ローにおいては、何が不正行為かということについては、最終的には、裁判所が判断します。

では、裁判所は、いかに判断するのでしょうか。通常、裁判所は、経営陣に代わってその事業の仕方を判断するということは避けたいと考え、会社が、誠実に行動している限り、その機能を果たしていると考えます。ただし、誰も正当であると判断しない場合は、裁判所が会社に介入することになります。

代表訴訟を提起することができるのは会社の株主及び社債権者です。株主は少数株主である必要がなく、多数株主であっても、会社を支配する地位にない限り、訴訟を提起することができます。

その例として、マレーシアのKumagai Gumi 対 Zenecon-Kumagai Sdn Bhd のケースがあります。Kumagai Gumi（熊谷組）は日本企業であり、日本の多数株主が所有するZenecon-Kumagaiと合弁事業を起こしましたが、その少数株主はシンガポール人で、彼らは取締役会の構成員を任命する権利を有するという株主間契約を結んだため、会社を支配する地位にいました。

このケースでは、裁判所は、会社の支配下にない多数株主や、例えば株主間契約により支配を放棄した者など、取締役会を支配できない多数株主に対する救済が可能であると判断しました。

Oppressionについて注意しなければならない最後の点は、衡平法上の救済を求める者は、潔白（クリーンハンズ）でなければならないということです。裁判所は、救済を求めている株主が公正な立場で行動しているか否かを決定し、その際に、その者が、グリーンメー

ルを要求しているのか、強要しようとしているのか、そういった要素を考慮し、もしそうであれば、そのような行為は決して許されません。これはコモン・ローの裁判所に与えられた裁量権です。

企業グループに関してですが、企業グループでは、取締役の行動について考慮するとき、その企業の行動だけでなく、親会社の行動も考慮に入れられます。Kumagai Gumi 対 Zenecon-Kumagai のケースがそうでしたし、Low Peng Boon 対 Low Janie という我が国内の係争事件もその例でありました。

過去の行為についても考慮されます。つまり、過去に株主が悪い処遇を受けたか否かも Oppression が存在したか否かを決定する一つの要素ですが、不正行為が 1 回限りの偶発的なものであったならば、裁判所は、少数株主の保護がそれほど緊急なものではないとみなし、Oppression があつたと判断しません。

訴訟費用についてですが、通常は原告の株主が負担するということは申し上げましたが、裁判所は、裁判の途中で、裁量により、その負担を決定することができます。また、シンガポールの裁判所は、イギリスの裁判所と同様に、過半数の取締役がその弁護のために会社の資金を流用した場合、これは許されることではなく、取締役の義務違反であるとみなすと考えています。

Oppression 救済の内容については、配布資料（参考資料60ページ）を御覧下さい。一番重要なのは会社の清算や原告の株式の買取りを請求できるというものですが、私は、それら以外で最も重要な救済は、代表訴訟、つまり、会社に代わり民事裁判を起す権利だと考えています。それは通常、株主が、会社に対する義務違反を犯した取締役に対して会社に資金を返済することを求めることであり、例えば、先ほどの Kumagai Gumi 対 Zenecon-Kumagai のケースもそうです。

時には、裁判所が、会社に対し、損害を受けた原告株主に情報及び証拠を提供することを命令することもあります。原告が訴訟を提起するために必要な証拠を持ち合わせていないこともありますので、これは便利な制度です。

第216A条の代表訴訟に関して、なぜこのような規定が設けられたかという政策上の理由についてですが、時として Oppression があつたことについて十分な証拠を示すことが難しいということがあります。つまり、Oppression があつたと認められるためには、全体の絵が描かれていなければならない、すなわち、ひどい処遇を受けたことが一度だけでなく繰り返し行われたことを証明しなければなりません。Oppression があつたことを立証するには、不正行為が一度だけでなく繰り返し行われたことを証明する証拠が必要ですが、そのような証拠を入手するのが難しい場合があります。

そこで、私の元同僚であった教授が、もっと簡便な方法によって代表訴訟を提起できるようにすることを提案いたしました。

彼はカナダのモデルを模倣することを提案しました。しかし、カナダのモデルでは、非上場企業だけでなく、上場企業にも適用されます。シンガポールにおいて、第216A条が非上場企業のみを対象についている主な理由ですが、当時の財務大臣、Richard Hu氏が、

国会の審議で、シンガポールの証券取引所は上場企業を監視しているので、その株主らはいつでも株を売ることができる、と発言したことが発端です。

この発言について、二つ説明があります。一つ目は、証券取引所は上場企業を十分に監督していること、二つ目は、常に株を売却できるという救済策があるということです。私の個人的な意見としましては、一つ目の説明は正論でないと思います。と申しますのも、証券取引所ができる唯一のことは、企業の上場を取り消すこと、つまり株式の取引ができないようにすることですが、株式の取引ができないのであれば、どうやって株を売却することができるのでしょうか。もし株主がその会社の株を売ったとしても、大変安い株価で叩き売らなければならず、大きな損失になるでしょう。

議会では多少の本音と建前があるようで、説明されていないことがあるように思われます。おそらく一番の大きな理由は、株主がグリーンメール、つまり会社から資金を強要するようになるのではないか、という懸念があるからだと思います。しかし、これはカナダでは起こっていないですし、シンガポールでもこのようなグリーンメールが発生するとは考えられません。なぜなら、グリーンメールは脅迫とみなされ、皆さんも御存知のとおり、シンガポールでは脅迫を犯せば刑務所に入らなければならないからです。

第216A条が定める代表訴訟のプロセスはシンプルなものです。しかし、同条が規定する「会社の利益のため」という実体的な要件については、「当該事件限りの正当性」や「少数株主に対する詐欺行為」より判断が難しく、裁判所は、申し立てられた事実に基づいて決定しなければなりません。証拠として、good faith（信義）に基づいて行動していること、潔白であること、そして会社の利益のために自分の言い分が正当であることを疎明しなければなりません。

シンガポールでは、最近、Hengwell 対 Thing Chiang Ching のケースというのがありました（参考資料66ページ）。

このケースでは中国に子会社、シンガポールに親会社があったのですが、中国子会社の取締役が子会社の資金を流用し、損害を与えました。子会社の資金を流用した取締役に対し、外国管轄下で当該取締役に対し提訴することはできないので、本来ならば管轄は中国になるのですが、中国ではシンガポールのような形態の代表訴訟が利用できません。そこで、シンガポールの裁判所は、子会社の代わりに、シンガポールにある親会社に対し、子会社に代わって代表訴訟を起こす許可を与えました。このケースでは、二重代表訴訟を認める形で解決されました。

訴訟相手の取締役に対しては、提訴の14日前に通知をするだけで十分です。これは弁論のための猶予を与えるためです。通知は14日間で十分ですが、訴訟事実を十分に示さなければなりません。また、good faithで訴訟を提起するのであり、会社に迷惑を与えるためではない、ということを示さなければなりません。

信義則の要件ですが、訴訟を提起する目的が、経営陣を困惑させたり、嫌がらせのためであってはなりません。

シンガポールではあまりこのような訴訟はありません。カナダのRichardson

Greenshields 対 Kalmacoff というケースが最も分かりやすい例でしょう（参考資料69ページ）。このケースの原告は、株主の擁護者として有名になることを望んでいた会社で、被告は、この原告が株主の擁護者として有名になることをたくらんでいると反論しましたが、裁判所は、それは問題がないと判断しました。

韓国では、会社の代わりに代表訴訟を起こす市民団体やNGOが数多くあるということですが、そのことについて、会社を困らせる目的でない限り、認められるということになるでしょう。

次に、Agus Irawan 対 Toh Teck Chye のケース（参考資料70ページ）ですが、これは、若干奇妙なケースです。これは、片一方が、相手が腐敗している、そして、もう片一方は、いや、そちら側の方が腐敗していると非難し合ったのですが、裁判所は、両者とも信義則に反しており、不正行為を行っているとして判断した上で、結局棄却されてしまったケースです。

先ほども申し上げましたが、「会社の利益のため」ということを疎明することですが、これは難しいことです。「会社の利益のため」であることを疎明するとはどういうことでしょうか。例えば、1ドルの不正を行った取締役に対して100万ドルもかかる訴訟を起こすのは会社の利益になるのでしょうか。また、会社には100万ドルの利益になるかも知れませんが、1000万ドルもの会社の悪い風評が立つかも知れません。裁判所は、この難しい決定を独立して判断しなければなりません。裁判所は、多数株主が訴訟に反対しているか否かに基づいて判断しますが、それは一つの要因であり、決定的要因ではありません。多数株主が不正行為者に支配されている可能性もあるので、多数株主が訴訟に反対したからと言って訴訟を起こさないことが会社にとって最善であるとは言えません。法律的、倫理的、商業的、販売促進的、宣伝的、財政的及びその他の要因を考慮に入れることが重要であり、回収可能な損害額、利用可能な証拠、成功の見込み、経営の混乱及び会社の公的イメージに対する悪影響も考慮しなければなりません。

最近、Pang Yong Hock 対 PKS という興味深いシンガポールのケースがありました（参考資料74ページ）。この事件では、会社の業績が悪くなったのは相手が不正を行ったからであると両当事者の取締役が争っていたのです。裁判所は、一方の言い分を認めればもう一方の言い分も認めなくならなくなり、大変大規模な訴訟になるため、この場合の最善策は会社を清算することであると裁量で決定しました。

判断の独立についてですが、独立した取締役会があった場合、裁判所はその見解も考慮に入れるでしょう。取締役会が独立しているほど、裁判所はその見解をより重要視しますが、独立した取締役会でもその取締役は支配的株主から指名されているので、取締役会の見解が全てということにはなりません。裁判所は、自らの意思、判断で、何が正しく、何が間違っているのかを決定します。

裁判所は、不正行為の追認を考慮に入れることができます。コモン・ローでは、株主総会を招集し、特定の取締役が行った不正行為を認めるよう株主に請求することが可能です。ここで問題なのは、多数株主がその不正を行った取締役に支配され、結託していた場合は

どうかという点です。この点については、多数株主が不正を行った取締役と結託していたならば、追認はそれほど重要視されないでしょう。

第216A条が定める代表訴訟については、提訴できるのは株主であり、保有している株が一株であっても提訴できます。不正が行われたときに株を所有していなくてもかまいません。不正行為は、継続的な性質のものであり、提訴時に会社はその全価値を取り戻していないからです。

あるカナダの裁判例では、シンガポールでいう第216A条が定める代表訴訟について、社債権者に提訴権を認めませんでした。この点は、Oppression訴訟とは異なっています。したがって、社債権者は、第216条の訴訟しか提起できません。

訴訟費用についてですが、第216A条第5項に明確に規定されていますが、裁判所は、正義の観点から、訴訟費用に関し、適切と思われる命令を発することができるかとされています。

最後に、訴訟フローチャート（参考資料44ページ）について補足いたします。取締役の義務違反がある場合、代表訴訟を提起することができます。シンガポールでは、三つの方法があります。

取締役の義務違反があつて、会社に対する損害がある、そして、その損害を回復したいのであれば、その完全な清算を請求することが可能です。それは離婚のようなものです。ただし、会社が解散した場合、失業者が生じることとなりますので、裁判所はこれを好みません。

裁判所が好むのは、株式の買取りによる解決ですが、多数株主又は不正を行った株主が買取りのための十分な資金を持っていない可能性があります。この場合、彼らが少数株主に対し自らの権利の買取りを希望するかどうかを確認したとしても、少数株主にも資金がなければ、完全な清算を余儀なくされます。しかし、これは最後の選択肢です。

最善の選択肢は、一方がもう一方の株を買い取り、買い取られた方が手を引く、という方法です。

以上で、私の発表を終わります。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

引き続き、今のEwing-Chow Michael先生の報告に対するコメントを名古屋大学大学院法学研究科の中東正文教授からいただきたいと思います。

それでは、中東先生、よろしく願いいたします。

○中東 名古屋大学の中東でございます。

Ewing-Chow先生におかれましては、大変刺激的なお話をありがとうございました。

ある法制度が普及していく様子の一例としても、非常に興味深くお伺いしました。

私からは、2点のみコメントさせていただきます。お話にありましたように、シンガポールでは、1985年のカナダの連邦法を参考にして、代表訴訟を導入されています。

ところが、私自身、カナダ法の専門なのですが、この制度はカナダでは全然利用されていない制度であります。これをどうして制定法上の代表訴訟としてシンガポールが導入し

たかということでございます。第216条によるOppression Remedy, 抑圧に対する救済でも十分ではなかったのかという疑問です。

確かに, Ewing-Chow先生もおっしゃいましたように, 選択肢が多い方がいいということは, それはそうだと思いますが, 様々な制度の役割分担をどう考えるのかということが問題になるかと思います。

Oppression Remedyは, Ewing-Chow先生のお話にもありましたように, 救済方法が非常に多様です。その意味で, 確かに, 代表訴訟ですと, 支配株主がいる場合にはポケットを移し変えただけだということになってしまいますが, これを問題にするならば, Oppression Remedyだけでよいということになりそうです。

むしろ, ポケットを移し変えることができないのは上場会社でして, 上場会社においてこそ, Derivative Action, 代表訴訟が必要ではないか, かつ, 上場会社については, この伝統的なOppression Remedyは使いにくいと言われていまして, それこそ代表訴訟が必要ではないかというのが, 私の一つ目のコメントです。

二つ目のコメントですが, この伝統的なOppression Remedyについての裁判と制定法上の第216A条に基づく代表訴訟についての裁判, これを同時に行えるという点について, 大変興味深く思いました。

例えば, 不公正な合併等が日本で行われた場合を考えてみます。このような場合に, 合併無効の訴え, あるいは損害賠償請求の訴えを提起することができます。

他方で, 株式買取請求権を行使して, 価格決定の申立てを裁判所にすることもできます。しかし, 日本の裁判所では, 合併無効の訴えあるいは損害賠償請求の訴えと, この価格決定の申立てに関する裁判を併合することができません。

このように, 日本では, ばらばらに裁判が行われてしまって, ばらばらの内容の裁判が出る可能性があるわけですが, この点については, シンガポールの取扱いには見習うべき点もあるかと思います。

いずれにしても, 資本市場におきまして, 国際的な信頼を集めているシンガポールの姿勢, あるいはシステムは, 非常に興味深いと存じます。

我々の研究がこれから更に進みまして, 来年3月のシンポジウムで更に面白いお話をお伺いできるものと楽しみにしております。

ありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

次に, 台湾の廖大穎先生から「株主代表訴訟と投資家団体訴訟～台湾における株主訴訟の歴史と現在を中心に～」というテーマで報告をいただきます。

それでは廖大穎先生, よろしく願いいたします。

「株主代表訴訟と投資家団体訴訟～台湾における株主訴訟の歴史と現在を中心に～」

報告者：中興大学財政経済法律学部教授 廖 大穎

コメント：同志社大学大学院司法研究科教授 川口 恭弘

○廖 主権団体の皆様, また, 本日御参加の皆様, 私は台湾の中興大学の廖大穎と申します。

本日、この場で台湾の株主代表訴訟について報告できることを嬉しく思っております。

今日の報告時間は30分と限られております。このため、この30分の中で、簡単な説明をさせていただきたいと思っております。

詳しい内容につきましては、皆さん、お手元の補助資料（参考資料87ページ以降）を御覧ください。また、私が報告を行っている際にそれを御参照ください。それでは、台湾の株主代表訴訟について、台湾の株主代表訴訟の歴史に重点を置きつつ、説明いたします。

まず、台湾法上の株主代表訴訟の設計についてです。

台湾会社法上には、まず、取締役に対する株主代表訴訟というのがあります。会社法第214条、第215条に規定があります。

第214条と第215条の主な内容は、継続して1年以上、発行済株式総数の3%以上を保有する株主は、書面によって、監査役に対し、会社に代わり、取締役を訴える請求をすることができるというものです。

もし、監査役が当該請求があった日から30日以内に提訴を行わない場合は、株主が会社に代わって訴訟を提起することができます。

また、会社法第227条によりますと、第214条、第215条の規定を準用して、株主は会社に代わって監査役を提訴することもできます。

株主代表訴訟のもう一つの種類ですが、これは会社法の第369条の4に規定されています。この規定は、支配会社が直接又は間接的に従属会社に慣行に合わない営業をさせたり、不利益を被るような経営をさせ、その会計年度が終了するまでに適当な補償を行わず、従属会社に損害を与えた場合、損害賠償をしなければならないというものです。

支配会社が当該賠償を行わない場合、継続して1年以上従属会社の株式を保有し、かつ、従属会社の発行済議決権付株式総数又は資本総額の1%以上を保有する株主は、自己の名義で会社に代わり前述の権利を行使し、従属会社への支払を求めることができます。

これらが、会社法による2種類の株主代表訴訟に関する規定です。

次に、台湾の会社法上の株主代表訴訟の歴史的な経緯です。

第214条が設計している企業の経営上の不法責任の追及と英米の株主代表訴訟の移植ということについてです。

台湾の株主代表訴訟制度の立法は、一般に、会社の監査役を考慮して考えてあります。株主代表訴訟の提起については、監査役がこれを怠ったときに、株主は会社に代わって訴訟を提起することができます。すなわち、会社に代わって、会社が提起すべきであるのに会社が行使しなかった権利を行使することができるのです。

また、条文の歴史的経緯について申し上げますと、台湾の会社法は1966年に改正され、このときに、発行済株式総数の10%以上の株式を継続して1年以上保有する株主が



向かって左：廖大穎教授，右：川口教授

書面をもって、監査役に、会社に代わり取締役に対し訴訟を提起するよう請求することができ、監査役が30日以内に提訴しない場合は、株主がこれを行うことができるという規定が設けられました。さらに、2001年の改正のときに、株主の監査役による取締役への訴訟の提起を求める要件が、発行済株式総数の10%以上から3%以上へと引き下げられました。

台湾の法系は、大陸法に属します。会社法には、監査役が会社に代わって訴訟を提起するという制度はありますけれども、もし、監査役と取締役の関係が密接で、接触が頻繁であった場合には、監査役が訴訟を提起したとしても、感情面から取締役に肩入れをし、法律が想定する効果は期待できません。

そうであれば、監査役は会社を監督するという機能を果たすことはできません。

この点において、英米法に基づく株主代表訴訟を導入するということは、非常に画期的な新しい思考であると言えます。

次に、第369条の4に出てくる親子会社の支配構造と株主代表訴訟の延伸について見てみましょう。

グループ企業の中にあつて、経営の相乗効果を追求し、最大の利益を追求することは、戦略の一つです。しかし、親子会社の内部には、リスク管理の問題やコーポレート・ガバナンスによる株主の権利の保障といった問題があります。

親子企業の支配構造について、会社法は、従属会社の権利を守るために、また支配会社の不当な侵害から従属会社を守るために、第369条の4の規定を置いています。

つまり、支配会社が、直接又は間接的に、従属会社に対し慣行に合わない営業をさせたり、不利益を被るような営業をさせた場合、そして、その会計年度終了までに適当な補償を行わず、被害を与えた場合は、賠償責任を負うというものです。

また、従属会社の株主に対しても、訴訟を提起する権限を与えています。すなわち、支配会社が損害の賠償を行わない場合、継続して1年以上従属会社の発行済議決権付株式総数又は資本総額の1%以上を保有する株主は、自己の名義で、従属会社の権利を行使し、従属会社への支払を求めることができるというものです。

成文法の観点から会社法第369条の4の意義を解釈しますと、第227条が第214条の設計を準用し、株主が会社に代わって取締役の責任を追及できるということを監査人に対する訴訟にまで広げているのと同様に、訴訟の対象を支配会社など支配株主にまで拡大しています。

次に、実務上の株主代表訴訟の判例についてです。これは台湾では非常に少ないと言えます。

2006年10月4日に、台湾の国会議員が、会社法214条を改正すべきという提案を行いました。その提案書は、次のように説明しています。台湾は、1966年以来、株主代表訴訟制度の設計を有している。しかし、台湾企業の爆発的な不正事件や地雷株などの不祥事件が枚挙にいとまがなく発生し、財団法人「証券及び先物取引発展基金会」や「証券投資家及び先物取引人保護センター」が、証券投資家及び先物取引人保護法により、会

社の資産を引き出した企業の経営者、すなわち取締役、監査役の企業経営の不法責任を追究するために、積極的に投資家の保護に介入し、民事賠償の救済を求める、こういったこと以外に、株主代表訴訟によって責任を追究した判例は甚だ少ないと述べています。

この文書では、台湾法の株主代表訴訟を次のように分析しています。つまり、法律の規定が、株主代表訴訟の有するコーポレート・ガバナンス確保機能を発揮することができないものになっているというのです。

その原因ですが、次のことを挙げることができます。

第1に、株主代表訴訟制度は、株主に会社を監督する機能を期待するというよりも、むしろ株主の権利濫用を防ぐような設計になっているということです。

第2に、提訴要件の制限です。現行法の規定では、単に株主であればよいというのではなく、継続して1年以上、発行済議決権付株式総数の3%以上を保有している株主が訴訟を提起することができます。

第3に、訴訟手続において、担保の提供という付帯コストがかかるということです。会社法は、株主が代表訴訟を提起したときに、裁判所の命令により、担保を提供しなければならないことがあります。これは、原告株主にとって、負担の増加になっています。

第4に、訴訟費用の問題です。訴訟の目的と訴訟費用は、株主代表訴訟の核心問題の1つです。

台湾の民事訴訟法の規定では、裁判所は、株主が提訴するときに、まず訴訟標的や価格を見積もり、裁判費用を決定し、株主はこれをあらかじめ納めます。しかし、株主代表訴訟が対象にする訴訟は、対象が会社の経営陣であり、経営陣が会社に対して与えた損害を賠償する事案です。そのため、賠償請求額は往々にして天文学的な数字になり、訴訟を提起しようとする株主も、この裁判費用が膨大であることから、提訴を躊躇してしまいます。

第5に、訴訟リスクの逆効果です。民事訴訟法第78条は「訴訟費用は敗訴の当事者が負担する。」と規定しており、敗訴はしたがその責任が訴訟を提起した株主にない場合でも、その訴訟の不利益は提訴した株主に帰属し、あらかじめ納めた裁判費用は国庫に入ってしまうので、株主はこのような訴訟はしたくないと考えてしまいます。

また、勝訴した場合でも、その賠償額はすべて会社の所得となり、原告株主は弁護士費用を負担しなければなりません。

このような制度では、株主にとって、いかなるインセンティブも存在しません。

以上が、台湾の会社法と株主代表訴訟についてでした。

次に、証券投資家団体訴訟についてです。

これは株主代表訴訟の機能を一部代替するものです。これは、投資家保護センター、正式名を「財団法人証券投資家及び先物取引人保護センター」といいますが、投資家保護センターによって行われ、投資家を保護するために民事賠償救済を求めるもので、会社の資産に穴を開けた企業経営者、すなわち取締役や監査役の不法責任を追究するものです。

この制度は、投資家保護法に依拠しております。正式名称を「証券投資家及び先物取引人保護法」と言います。2002年に国会を通過した新しい法律で、海外における団体訴

訟制度を導入しています。

この法律の設計には、二つの重要な点があります。

重要な点の一つ目は、第28条です。同条に言う保護機関である投資家保護センターが、公益を守るために、定款に定める範囲内で、多数の投資家に被害を与えた同一の証券事件について、20人以上の投資家から訴訟を行う権利の付与を受けて、自己の名義で訴訟を起こします。

この投資家団体訴訟の構造の特徴として、次のことが挙げられます。

まず、投資家保護センターに訴訟実施権が付与されることです。

次に、投資家保護センターの訴訟には、公益目的性があるということです。

投資家保護法33条に規定されているとおり、投資家保護センターが訴訟を提起しても、いかなる報酬も求めることはできません。

重要な点の二つ目は、この法律で訴訟のコストを軽減する措置を定めていることです。

二つの措置があります。一つ目は、投資家保護法の第28条に基づき保護機関が提訴又は上訴を行った場合に、訴訟標的の金額又は価額が新台幣ドル1億元を超えるときは、訴訟費用は免除されます。

二つ目は、担保提供の免除です。保護機関は、第28条の規定に基づき訴訟を提起し、あるいは仮差押えや仮処分を申し立てる場合は、その理由を明らかにしなければなりません、それによって担保を免除されることができます。

また、第36条の規定により、保護機関が第28条の規定によって提訴をする場合、判決確定前に仮執行が行われなければその損害が回復されることが難しいときは、申立てにより、担保費用免除の仮執行を求めることができます。

この投資家団体訴訟は、株主代表訴訟を完全に代替するものではありませんが、一部機能を代替するものであると言えます。

投資家団体訴訟の訴追事由ですが、証券市場の不法行為を中心としています。

例えば、インサイダー取引や相場操縦といった不正事件です。企業が不実の目論見書や財務諸表を公表し、投資家に重大な影響を与えた場合に、会社の取締役やその他の関係者、例えば公認会計士や元引受証券会社の民事賠償責任を追及するために、投資家保護センターが投資家団体訴訟を提起します。

そして、現在、株主代表訴訟の機能が明らかではない状況のもとで、投資家団体訴訟が、株主代表訴訟の有するコーポレート・ガバナンス機能を代替する機能を果たしており、この点は評価することができます。

次の資料（参考資料84ページ）は、投資家保護センターが発表した団体訴訟の統計を簡単にまとめたものです。2008年1月25日までの資料です。

最後に、私は、結論を申し上げたいと思います。

投資家団体訴訟が目覚ましい発展を遂げているのに対して、株主代表訴訟については、株主から見て非常に制度が不備であり、株主にとってのインセンティブがないため、提訴数がかかなり少ないと思われま。これは不思議なことではありません。

現在の実務の状況では、株主は、投資家保護法28条に基づき投資家保護センターに訴訟実施権を付与し、投資家保護センターに投資家団体訴訟を提起するよう促すということが主流となっています。

一方、いかにして株主代表訴訟の有するコーポレート・ガバナンス機能を具体化し、現行法上の障害を取り除き、そして、株主代表訴訟により株主の権益を守ることができるか、これが、今検討しなければならない課題です。

株主代表訴訟制度を利用するインセンティブについては、政策上の調整が必要かどうか、それによって株主代表訴訟のあるべき効果を発揮することができるかどうかを検討することが必要です。

そして、私は、株主代表訴訟の濫用を防ぐという従来の考え方を見直す必要があると考えています。

私の報告はここまでとさせていただきます。皆様の御意見をお待ちしております。

○司会 ありがとうございます。

引き続き、今の廖大穎先生の報告に対するコメントを同志社大学大学院司法研究科の川口恭弘教授からいただきたいと思います。

それでは、川口先生、よろしくお願いします。

○川口 同志社大学の川口でございます。廖先生、本当に貴重なお話をどうもありがとうございました。

廖先生のお話を聞いていると、何か日本の大学の会社法の講義で代表訴訟の話をしているような錯覚に陥りました。それだけ台湾の制度と日本の制度が非常によく似ているということだと思えます。

台湾における代表訴訟制度と我が国における代表訴訟制度を比較した場合に、今日の御報告にありましたけれども、顕著な違いは、提訴権が少数株主権になっているという点と、被支配会社の株主に支配会社の責任追及を認めているという、この2点にあるのではないかと思います。

代表訴訟の提訴権を少数株主権とするという政策は、今日のこれまでの御報告にもございましたが、他のアジア地域に見られるものかと思えます。しかし、支配会社の責任追及まで立法で認めているという点は、非常に注目されるものと思えます。

おそらくドイツの制度を参考にされたという点があろうかと思えますが、様々な国の制度を取り入れられていると、そういう懐の広いことを感じました。

通常代表訴訟の提訴要件が3%以上の株式保有であるのに対して、今申し上げた被支配会社の株主による提訴要件は1%以上でありまして、違いがあるのですが、このような違いがあるのはなぜなのかというような点は、ぜひ知りたいと思いました。

また、被支配会社の株主が支配会社を訴える場合には、支配会社の責任の立証は、当然に被支配者側の株主にあると考えられます。

しかし、通常は、支配会社の業務執行に関する情報を被支配会社の株主は持たないと考えられますし、それを入手することは相当に困難であります。そうすると、せっかく制度

はあるのですが、その制度の実効性を確保するには、立証の面で何らかの工夫が必要ではないかと思います。

廖先生の御報告によりますと、台湾では代表訴訟がほとんど活用されていないということでした。廖先生は、株主による濫用を懸念するあまり、代表訴訟が持っている経営規律の効果が大きく削減されているということで、現行法の姿勢に批判的な見解を述べられたわけであります。

確かに、株主側に訴訟を起こすインセンティブがないということであれば、代表訴訟は提起されないわけです。中でも、裁判所に支払う手数料というのは深刻な問題かと思えます。この点はどこかで聞いたことがあるという話でして、かつての我が国の代表訴訟制度と同様の課題だと言えようかと思えます。

日本ではこの点を立法で解決したわけでありますが、よくよく考えてみますと、勝訴しても、株主には直接に金銭の支払がされないわけです。そのため、法改正がなくても、代表訴訟は、日本流に言うところ、財産権上の請求でない請求に係る訴えだと言えるわけでありまして、そういう立場も、改正法が成立する前には日本でもあったわけです。

台湾にもこのような見解が存在し得るのか、あるいは民事訴訟法の規定の内容からもそもそもそのような解釈は無理なのか、会社法の範囲を超えるものではあるのですが、非常に興味ある論点だと感じた次第です。

台湾では、2006年10月に会社法第214条の改正提案がされたということでありまして、その改正内容は、日本の現行法の規定に似ていると聞き及んでおります。

現在に至るまで、1年ちょっと経っておりますが、この法改正は実現していないようですが、その理由が一体どこにあるのかと思います。

本日の御報告にもあったのですが、証券投資者による団体訴訟で損害賠償責任の追及事例が多発しているようでありまして、これ以上の責任は御免こうむりたいという産業界の意向が働いているのかもしれない。

あるいは、単に政治的な事情が背景にあるだけなのかもしれません。台湾では、今年、総統選挙が行われるようでありまして、新しい政権の下での会社法改正の動向が非常に注目されるというところかと思えます。

来年、また、ここにお越しただいて、お話を伺うことを楽しみにしております。

今日の御報告でも触れられていたのですが、台湾の制度は日本の1993年改正前の制度に非常によく似ています。その後、日本の制度は改正されましたので、現時点で、日本の制度について、何か台湾の制度から示唆を受ける点があるかというところ、そのような点は余り多くないのかもしれないかもしれません。日本における代表訴訟の提訴権が少数株主権になるというようなことはほぼ考えられないわけでありまして（笑）。

しかし、今日、非常に興味あったのは、投資家団体訴訟についてでありまして、これは、御存知のとおり、我が国には存在しないわけで、この点で台湾は我が国より進んでいるというふうに見えるかと思えます。

おそらく、この制度はアメリカの制度の影響を受けたものではないかと想像します。も

つとも、アメリカでは、これもよく御存知のとおり、主として弁護士主導で訴訟が提起されております。これが大問題なわけですが、これに対して、台湾では、本日の御報告にありましたように、財団法人である投資家保護センターが中心になって訴訟を提起しているということで、この点で大きな違いが見られると思います。

我が国でも、企業による虚偽の財務情報の公表が行われて、多数の投資家が損害を被るという事例が続いております。

その中で、投資家保護のための集団訴訟と申しますか、団体訴訟の制度の創設が検討課題にも挙がります。これまで、日本では、台湾の制度というのは、余り紹介されてこなかったと思います。

本日は、韓国についても、集団訴訟の制度の内容が、権先生より報告されました。

これらの御報告を契機としまして、今後、比較法研究として、アジア地域の法制度を検討する必要性がますます高まったのではないかと感じる次第です。

来年のシンポジウムに向けて、我々の課題が一つ明らかになったのではないかと考えているわけでございます。

本日は、廖先生、貴重な話をどうもありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。

それでは、ここで、質疑応答の準備のための時間を10分ほどいただきます。

(休憩)

○司会 それでは、これから、質疑応答の時間に移りたいと思います。

質疑応答の進行につきましては、弁護士法人大江橋法律事務所弁護士の池田裕彦先生にお願いいたします。

それでは、池田先生、よろしくお願いいたします。

質疑応答

進行：弁護士法人大江橋法律事務所弁護士 池田 裕彦



○池田 ただいま御紹介いただきました弁護士の池田でございます。よろしくお願いいたします。会場の方からたくさん質問をいただいておりますが、時間の関係もございますので、一部、割愛させていただかざるを得ないことをあらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは、早速、質問の方に入らせていただきます。

これは中国の宣先生と、韓国の権先生に対する御質問です。

日本では、大和銀行事件という有名な代表訴訟の事件がございました。その後、日本では、代表訴訟制度に関連する様々な改正が行われたのですが、そのようなエポックメイキング的な事件が、もし中国、韓国でありましたら、簡単で結構ですので御紹介くださいという御質問です。

○宣 中国では、まだ、代表訴訟の事案そのものが比較的少ないです。

今、中国で提起されている代表訴訟は、三つの類型に分けられると思います。今日は、

時間の関係で発表しませんでしたでしたが、私の発表資料の「四 中国の司法実務上における典型的な株主代表訴訟例」に記載しております（参考資料5ページ）。

一つ目は、高級管理職等に対する事案です。これは典型的なものだと考えています。

二つ目は、少数株主が多数株主を相手取り、提起したものです。この事案については、今、まだ新しい判例はございません。最近、2008年1月11日、中国の「法制日報」は、浙江省の高級人民法院が審理を行った、会社法改正後、中国における最も大きい代表訴訟事案を報道いたしました。この訴訟における被告には、支配株主も会社外の「他の者」も含まれており、この事案については、私も注目しております。

三つ目は、株主の社外の者に対する訴訟事案です。この事案については、1994年に最高人民法院が判決を行いました、古い会社法に基づいたものです。

ですから、画期的な金額の大きな代表訴訟は、中国ではまだ起こっておりません。

○池田 それでは、権先生、お願いします。

○権 韓国では、大和銀行事件のように社会的に影響を及ぼした事件はございませんが、第一銀行の事件は、銀行に対する代表訴訟という特徴もあり、韓国の代表訴訟の主要事例として申し上げることができると思います。この事件では、控訴審では、経営陣に対して400億ウォンの損害賠償請求を認めましたが、相当な金額でございます。最終的には、大法院において、10億ウォンとされましたが、最初の株主代表訴訟でそのような巨額の損害賠償請求が認められたことは、大きなインパクトを与えたと思います。

第一銀行事件の判決中では、特に金融機関の取締役等の経営者の注意義務は、一般の商事会社の経営者よりも高いレベルの注意義務を有していると判断されています。その理由としては、金融機関というものは公共性が高いということがあります。

それ以外でも、最近の三星電子の株主代表訴訟においては、大法院で190億ウォンの損害賠償責任を認める判決が出ました。また、韓国で4番目の財閥であるLGの代表訴訟についても、400億ウォンの損害賠償責任が認められています。

このように、韓国では、とにかく株主代表訴訟の対象になると、比較的高額の損害賠償金が認められるということが言えるかと思っております。

○池田 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。Ewing-Chow先生から宣先生と権先生に対する御質問がございますので、Ewing-Chow先生の方からもう一度お願いできますでしょうか。

○Ewing-Chow ありがとうございます。

先ほど、韓国においては、代表訴訟を提起する際の訴訟費用が下げられたというお話があったかと思うのですが、これに伴い、弁護士費用も下がったのでしょうか。

弁護士というのは費用を制限されるのは好まないと思うのですが、弁護士費用はどのぐらいかかるのでしょうか。とても高いものなのでしょうか。

○宣 中国の新しい会社法では、代表訴訟の訴訟費用についての規定はありません。

弁護士費用については、この負担を相手側に求めることができるかどうかということに

ついて触れた裁判例は、まだありません。

○池田 ありがとうございます。

それでは、権先生、お願いします。

○権 先ほど私が報告したときに、訴訟費用が約3万円に下げられたということをお話しましたが、代表訴訟を提起した場合、それ以外にも弁護士費用がかかります。弁護士費用については、そもそも訴訟を提起するときに弁護士と話し合っ決めていくことになると思います。

弁護士費用については、確か、大法院の規則のようなもので望ましい弁護士費用の基準が定められていたと思いますが、あくまでも基準ですので、最終的には、原告と弁護士の間で決めることになるのではと思います。

○池田 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。これは中国の宣先生から韓国の権先生に対する御質問ですが、権先生の御発表の中に、株主代表訴訟を提起する原告側の主たるプレーヤーとして市民団体があるというお話がございました。その市民団体というのは、どのような組織でしょうか。法人でしょうか。登記されていますか。誰に許可を得て設立されているのですか。活動内容はどのようなものですかといったような御質問です。よろしくお願いたします。

○権 「市民団体」という言葉は、NGO、つまり政府等から後方支援をもらって設立された団体を指すこともあると思いますが、その意味では、今言われた市民団体は、NGOではありません。韓国の市民団体というのは、軍事政権のときから、民主化運動や労働運動をしておりまして、企業や財閥の活動に反対する運動も行っていました。先ほど申し上げました第一銀行や三星電子に対する代表訴訟もその運動の一環ですが、そのほとんどは、「参与連帯」という市民団体が行っています。この団体は、労働問題、企業問題、福祉問題等様々な問題についての運動を行っています。この団体は、自発的に設立されたもので、メンバーの中には一生懸命勉強している先生も多いですね。有名な学者や弁護士さんもメンバーに入っています。そのようなこともあり、以前は、非常に道徳性も高い市民団体という評価もされたのですが、最近メンバーが政治的な分野に進出する、例えば、国会議員になるということもありまして、ちょっと評価も分かれるところだと思います。

法人として登記しているかどうかということについては、財団法人等であれば登記はされますが、そのような形はとっていないと思いますが、登記されているかどうかという問題については、あまり意味はないと思います。

この団体については、最近、政府側から援助金をもらったことが明らかになり、それはちょっとおかしいのではないかという話もあります。もちろん、活動をするに際しては費用が必要ということになり、基本的には寄附金等で運営していたのではないかと思います。詳しくは分かりません。

いずれにしても、政府側からは独立した団体だとは言われています。

○池田 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

今度は会場からの御質問です。Ewing-Chow先生に対する御質問ですが、先生のパワーポイントの7ページ目（参考資料39ページ）のところに、「特別な状況」（Special Situations）の御説明がございます。この「特別な状況」というのは、少数株主のケース、あるいは小さな会社のケースに限られるのでしょうか、という御質問です。

○Ewing-Chow 御質問ありがとうございます。

まず、コモン・ローの下におきましては、これは制定法では書いてないのですが、裁判所にはかなりの裁量権があります。ですから、コモン・ローで裁量権がある場合と考えてください。

ですから、必ずしも、小さな会社とか、少数株主に限っているわけではないのです。どのような状況でもあり得ます。しかし、実際には、大企業の場合には、その株主が取締役と特別な関係を持っていることは少なく、小さな会社であればあるほど、少数株主を守りたいという傾向は強いと思います。しかしながら、この線からこっちがこうで、反対側がこうだというわけではないです。コモン・ローの世界ですから、その判断は裁判所の裁量に任されているからです。

○池田 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。台湾の廖先生に対する会場からの御質問です。

先ほど、廖先生の御発表の中で、支配会社に対する代表訴訟についての御説明がございました。この「支配会社」には、文言上は会社しか含まれないように読めますけれども、例えば、個人の支配株主というようなものは含まれるのでしょうかというのが1点です。それから、先ほど川口先生のコメントの中で御質問がございましたけれども、一般の代表訴訟の場合には持株要件が3%以上となっているのに、支配会社に対する代表訴訟の場合には持株要件が1%以上となっているのには、何か理由があるのでしょうかという2点でございます。

○廖 一つ目の御質問についてですが、台湾会社法第369条の1に「関係会社」の定義が規定されております。同条によりますと、この法律にいう「関係会社」とは、独立して存在し、相互に次のような関係のある企業を指すとしています。

一つは、支配と従属の関係にある会社、もう一つは、相互に投資する会社ということです。ですから、会社法第369条の1によりますと、「支配会社」、「従属会社」とは法人であり、個人株主を含まないということです。

したがって、支配会社が会社法人という形でのみ、会社法第369条の1の要件を満たすということになります。

二つ目の御質問ですが、会社法第214条、第215条に基づく代表訴訟については、もとの持株比率のハードルは10%でした。その後、1983年に5%となり、2001年に3%に引き下げられました。このように、ハードルが下がったわけです。

一方、会社法第369条の4の支配会社に対する代表訴訟の場合には、持株比率のハード

ルは1%とさらに下がりました。この点については、もしかしたら国会審議中に修正されたのかもしれませんが、この点については、全体的な立法資料に基づき正確に調査しなければ、なぜこのようになったのかについては、はっきりしたことは申し上げられません。

○池田 ありがとうございます。

まだまだ質問をいただいているのですが、既に時間を大幅に超過しておりますので、今日のところはこれぐらいにさせていただきます。続きは来年のシンポジウムの際に御議論をいただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○司会 池田先生、海外招へい者の皆様、日本側コメンテータの皆様、そして会場の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、最後に、本日のセミナーにつき、神戸大学大学院法学研究科の近藤光男教授に総括していただきたいと思います。

近藤先生、よろしくお願いいたします。

総括

神戸大学大学院法学研究科教授 近藤光男

○近藤 神戸大学の近藤と申します。

それでは、最後になりますが、本日のセミナーの総括をさせていただきます。



本日は、「変革期を迎えた株主代表訴訟の沿革と実情」というテーマで、4時間近く御議論いただいたわけでございます。報告された先生や、議論に参加された先生には、深く感謝申し上げます。

初めに稲葉部長からお話ございましたように、我が国のコーポレート・ガバナンスというものを考えるに当たりましては、株主代表訴訟というのは極めて重要なテーマであります。

代表訴訟については、日本では裁判例も多く、論文、著書も多数あります。しかしながら、アメリカの実情については深く研究する者が極めて多い反面、アジア地域の制度ということにつきましては、ほとんど日本では知られておりません。

日本の企業がアジアで事業活動をしており、またアジアの国々が日本と事業活動をするということが非常に活発な時代にありまして、これは非常に不思議な気もするところあります。

企業の経営者にとってみれば、株主から責任を問われるということは大変気がかりなリスクでありまして、企業関係者にとっては大きな関心事であると思います。

この研究では、国際的な企業活動が活発である現代におきまして、アジアにおける代表訴訟について比較研究が必要であるという立場から研究を始めたわけでありまして。また、この研究では、アジアの各地域で今後将来的に代表訴訟をめぐって検討しなければならない問題が数多く生じることは確実であり、それについて深く研究しようというのが目的であります。

今回のセミナーでは、これらの問題点を考えるための前提といたしまして、今までの法制度の変遷と現状ということを深く正確に認識する必要があると考えまして、四つの会社法につきまして、その沿革と実情というテーマで御議論いただきました。

今日の御報告を簡単に私のメモからいつまんで申し上げますと、中国ではかつて取締役の責任に関する規定があったけれども、実際には利用されておらず、理論から実践へと、2006年の会社法の明文化によって動き出したところだということのようであります。特徴的なところでは、保有要件については、有限責任会社には設けられていませんが、株式会社では1%の保有要件を課していることとありますとか、そのことは、結局、中国では株式の保有比率の上では要件は緩くなっているが、一方その保有期間要件については180日ということ、厳格な要件を課しているということと同時に意味しているということが特徴であったと思われまます。さらに、被告につきましては、取締役、監査役、高級管理職以外の「他の者」が被告になり得るということですが、その「他の者」という意味は不明確であるということでありまして、その点は議論のあるところであり、一方「他の者」も被告となり得ることとすることにより、代表訴訟の適用範囲を広げようとする立法者の意図があるという御指摘があったところでもあります。

ただ、果たしてこの代表訴訟が中国で一般の人の期待から近いところにあるかどうかということにつきましては、議論があるように感じたところでもあります。

2番目の韓国につきましては、商法と証券取引法による規制があつて、持株要件は、商法では100分の1以上であるのに対して、証券取引法は1万分の1以上ということでした。今後、法律は商法に一本化されるということとありますけれども、このように持株要件を二つに分けているということに特徴があったわけでもあります。

そして、訴訟費用については、日本円で約3万円ということ、低くなっており、そのようなことから、代表訴訟が増えているという御指摘があったわけではありますが、そのような立法に際して、韓国では、市民団体の存在に意味があったというような御指摘があったわけでもあります。

さらに、韓国の特徴としては、財閥規制という問題があり、二重代表訴訟の画期的な提案がされたけれども、結局は採用されていないという実情が御紹介にあったところでもあります。

他方、韓国では証券関連集団訴訟法というものが制定され、その投資家保護の姿勢が示されているというところにも特徴があったところでもあります。

3番目のシンガポールにつきましては、イギリスのコモン・ロー及びカナダの法制度の継受が見られ、やや複雑な発展をされているようでもありますけれども、本来は会社のみが救済を求められ、株主は株主の損失のみが回復でき、取締役は株主に義務を負わないという、そういう原則論から出発しながら、第216条あるいは第216A条ということで、株主、投資家の救済策が広がってきているというところに特徴があるということだと思います。もっとも、シンガポールでは必ずしも訴訟が多くないというような御指摘もあったところでありまして、大変興味深いところでもあります。

最後の台湾につきましては、日本、そしてドイツ、アメリカという国々の影響を受けて法律ができているという御紹介がありました。そして、特に、興味を持ちましたのは、親子会社の支配構造というものが一つの代表訴訟の新しい視点として提示されているというところであります。

そして、立法者としては代表訴訟の濫用防止を重視しており、その結果、必ずしも代表訴訟の数は多くないという御指摘があり、それに対して、十分な代表訴訟を起こすインセンティブに欠けているということが指摘されていたわけであります。

他方、投資家保護につきましては、代表訴訟に代替する証券投資家団体訴訟というものが設けられており、日本から見ると非常に興味深い制度が設けられていると感じるところであります。

このように四つの地域の会社法における代表訴訟制度の議論は、それぞれ沿革や実情は大きく異なっておりますけれども、日本や他の地域において、株主代表訴訟に関して研究するに際して、検討しなければならない論点を数多く示唆しているという点も事実ではないかと思えます。

例えて挙げますと、例えば上場会社と非公開会社と差を設けるべきかどうか、あるいは公開会社、閉鎖会社といった会社の種類によって、代表訴訟の在り方について分けて考える必要があるのかどうかということが、第1点であります。

それから、第2点につきましては、会社法と証券関係法との連携はどのようにするのが適切かということとあります。上場会社についての規定を設けるかどうかということと関連しますけれども、今後、会社法と証券法との関係をどうしていくのかということについての問題提起をしているような気がいたします。

それから、第3点は、一方で健全な訴訟を促進するという必要性和、他方で濫用的な代表訴訟をいかに防止していくかという問題があるということとあります。

言いかえますと、少数株主の利益と会社全体の利益をいかに調整するかというのが大きな論点になるかと思えます。

そして、さらに第4点といたしましては、投資家保護はいかにあるべきかということです。代表訴訟も投資家保護に資するわけでありましてけれども、同時にそれに代替する制度も考える必要があるのかどうかということとありまして、そういう訴訟と代表訴訟を併せて検討していくという必要があるという気がいたします。

それから、第5点といたしましては、代表訴訟の被告は狭い意味での経営者に限ってよいのかどうか、あるいはどこまで拡大していくべきかということも論点になるのではないかと思います。

このように私がただ今すぐに思いついたことを列挙するだけでも、来年のシンポジウムに向けて提示されるべき検討課題というのは極めて豊富であると感じるわけでありまして、その意味では、来年が楽しみであるとともに、おそれを感じる場所でもあります。

今後、我々、研究会メンバーは、一方で来日して本日御報告いただきました4人の先生と頻りに情報の交換をし、他方で、日本人の研究者が実際に現地に調査に行くことにより

まして、この研究を深めていく次第であります。

その成果に基づきまして、1年後にこの場所で開催されることとなります。シンポジウムで本日と同じメンバーで議論をするという予定にしております。

どうか、本日御来場の皆様には、来年のシンポジウムにも御参加いただければ幸いに存じます。

長い間、御清聴どうもありがとうございました。

○司会 近藤先生、どうもありがとうございました。

また、本日、同時通訳をしていただきましたサイマルインターナショナルのスターク坂本三千代様、藤本弥生様、中村節子様、陳姝嫻様、陳姝姚様、山田夕起子様、どうもありがとうございました。

先ほど、近藤先生からも御案内がございましたが、法務総合研究所、財団法人国際民商事法センターでは、本日のセミナーの実施結果を踏まえて、来年の3月に「アジア株主代表訴訟シンポジウム」を開催いたします。

私の方からも、本日の御来場の皆様におかれましては、来年も引き続き御参加いただけることを期待しております。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、以上をもちまして、「アジア株主代表訴訟セミナー～変革期を迎えた株主代表訴訟の沿革と実情～」を終了いたします。



「アジア株主代表訴訟セミナー」会場の様子